

平成 20 年 第 1 回 臨時 会

# 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 20 年 8 月 8 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会



# 平成20年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

## 目 次

### 招集告示

#### 第 3 号 (8月8日)

議事日程.....	1
会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
議会事務局職員出席者.....	4
開会及び開議の宣告.....	5
諸般の報告.....	5
議席の指定.....	5
議長の選挙.....	5
議長就任のあいさつ.....	7
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	8
議会運営委員会委員の選任.....	10
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	13
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	19
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	21
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	36
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	38
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	50
陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	64
閉会の宣告.....	72

會議錄署名.....	7 3
議案等議決結果.....	7 5

## 千葉県後期高齢者医療広域連合告示第3号

平成20年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年7月29日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 藤代 孝七

### 記

- 1 日 時 平成20年8月8日(金) 午後1時30分から
- 2 場 所 きぼーる 13階 会議室  
(千葉県中央区中央4丁目5番1号)
- 3 付議事件
  - (1) 議長の選挙について
  - (2) 議会運営委員会委員の選任について
  - (3) 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
  - (4) 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
  - (5) 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について)
  - (6) 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (7) 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
  - (8) 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
  - (9) 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)



## 平成20年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

### 議 事 日 程

平成20年8月8日午後1時40分開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 議長の選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例)
- 日程第 8 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県  
市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協  
議について)
- 日程第 9 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関  
する条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第1号)
- 日程第12 議案第7号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算  
(第1号)

### 会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 議長の選挙について

- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 1 号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 7 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について)
- 日程第 9 議案第 4 号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 6 号 平成 20 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 12 議案第 7 号 平成 20 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第 1 号)
- 追加日程第 1 陳情第 1 号 後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情書

出席議員(53名)

1 番	なか	しま	けん	じ	君	2 番	やま	ぐち	ひさし	君
	中	島	賢	治			山	口	久	
3 番	みや	た	かつみ	君	5 番	もと	はし	りょう	いち	君
	宮	田	かつみ			本	橋	亮	一	
6 番	し	みず	そう	いち	君	7 番	すぎ	うら	せい	いち
	清	水	宗	一			杉	浦	誠	一
8 番	ふじ	い	ただし	君	9 番	かな	ざわ	こう	せい	君
	藤	井	正			金	澤	幸	正	
11 番	うす	い	たか	お	君	12 番	いま	せき	まさ	み
	臼	井	尚	夫			今	関	正	美
13 番	しば	た	てつ	や	君	14 番	たか	はし	つかさ	君
	柴	田	徹	也			高	橋	司	
15 番	ひ	ぐらし	えい	じ	君	16 番	いた	はし	はじめ	君
	日	暮	栄	治			板	橋	甫	
17 番	いま	い	さだ	かつ	君	18 番	ば	ば	まさ	おき
	今	井	定	勝			馬	場	征	興

- |     |         |         |               |          |   |     |         |          |          |          |   |
|-----|---------|---------|---------------|----------|---|-----|---------|----------|----------|----------|---|
| 19番 | よこ<br>横 | やま<br>山 | ひろ<br>博       | み<br>美   | 君 | 20番 | あお<br>青 | き<br>木   | ひろ<br>宏  | しげ<br>榮  | 君 |
| 21番 | わた<br>渡 | なべ<br>邊 | たか<br>隆       | とし<br>俊  | 君 | 22番 | かつ<br>勝 | また<br>又  | まさる<br>勝 | 君        |   |
| 23番 | しの<br>篠 | もり<br>森 | まさ<br>政       | のり<br>則  | 君 | 24番 | すず<br>鈴 | き<br>木   | とし<br>敏  | お<br>雄   | 君 |
| 25番 | あき<br>秋 | ば<br>葉  |               | かなめ<br>要 | 君 | 26番 | たか<br>高 | はし<br>橋  | きぬ<br>絹  | こ<br>子   | 君 |
| 27番 | つゆ<br>露 | さき<br>崎 | のぶ<br>信       | お<br>夫   | 君 | 28番 | やま<br>山 | もと<br>本  | よし<br>義  | かず<br>一  | 君 |
| 29番 | かな<br>金 | まる<br>丸 | かず<br>和       | ふみ<br>史  | 君 | 30番 | や<br>谷  | しま<br>嶋  |          | みのる<br>稔 | 君 |
| 31番 | え<br>江  | はら<br>原 | とし<br>利       | かつ<br>勝  | 君 | 32番 | あお<br>青 | き<br>木   | まさ<br>正  | たか<br>孝  | 君 |
| 33番 | おお<br>大 | き<br>木  | でんいちろう<br>傳一郎 |          | 君 | 34番 | たか<br>高 | おか<br>岡  | まさ<br>正  | たけ<br>剛  | 君 |
| 35番 | おお<br>大 | かわ<br>川 | よし<br>義       | お<br>男   | 君 | 36番 | まつ<br>松 | さき<br>崎  | とし<br>敏  | お<br>雄   | 君 |
| 37番 | たか<br>高 | さき<br>崎 | なが<br>長       | お<br>雄   | 君 | 38番 | お<br>小  | がわ<br>川  |          | いさむ<br>勇 | 君 |
| 39番 | やま<br>山 | した<br>下 | かね<br>兼       | お<br>男   | 君 | 40番 | あか<br>岡 | だ<br>田   | しょう<br>正 | いち<br>市  | 君 |
| 41番 | わた<br>渡 | なべ<br>邊 |               | とおる<br>徹 | 君 | 42番 | やぎ<br>柳 | した<br>下  |          | きよし<br>清 | 君 |
| 44番 | きた<br>北 | だ<br>田  | まさ<br>雅       | とし<br>俊  | 君 | 45番 | さい<br>斉 | とう<br>藤  | とし<br>討  | お<br>支   | 男 |
| 46番 | はぎ<br>萩 | はら<br>原 | ひろ<br>弘       | ゆき<br>幸  | 君 | 47番 | はっ<br>八 | かく<br>角  | けん<br>健  | いち<br>一  | 君 |
| 48番 | なか<br>中 | むら<br>村 | しんいちろう<br>新一郎 |          | 君 | 49番 | とう<br>東 | じょう<br>條 | かつ<br>勝  | あき<br>昭  | 君 |
| 50番 | た<br>田  | しま<br>島 | ひろ<br>弘       | お<br>雄   | 君 | 51番 | いた<br>板 | くら<br>倉  | まさ<br>正  | みち<br>道  | 君 |
| 52番 | せき<br>関 |         | たみのすけ<br>民之輔  |          | 君 | 53番 | いわ<br>岩 | さき<br>崎  | しげ<br>重  | よし<br>良  | 君 |
| 54番 | お<br>小  | くら<br>倉 | あき<br>明       | のり<br>徳  | 君 | 55番 | あら<br>新 | い<br>井   |          | あきら<br>明 | 君 |
| 56番 | かね<br>金 | き<br>木  | いく<br>郁       | お<br>男   | 君 |     |         |          |          |          |   |

欠席議員(3名)

- |     |         |        |         |         |   |     |         |        |         |         |   |
|-----|---------|--------|---------|---------|---|-----|---------|--------|---------|---------|---|
| 4番  | むら<br>村 | た<br>田 | いち<br>一 | ろう<br>郎 | 君 | 10番 | たい<br>平 | ら<br>良 | きよ<br>清 | ただ<br>忠 | 君 |
| 43番 | みの<br>箕 | わ<br>輪 | せい<br>誠 | いち<br>一 | 君 |     |         |        |         |         |   |

説明のため出席した者

- |         |       |           |       |
|---------|-------|-----------|-------|
| 広域連合長   | 藤代孝七君 | 副広域連合長    | 田嶋隆威君 |
| 局長      | 宇佐美誠君 | 総務課長      | 鵜沢広行君 |
| 総務課主幹   | 斉藤博君  | 総務課長補佐    | 飯高悦栄君 |
| 資格保険料課長 | 関根政男君 | 資格保険料課長補佐 | 伊藤勝之君 |

給付管理課長 須田守彦君

給付管理課長  
補佐

鈴木幸一君

議会事務局職員出席者

議会事務局長  
事務取扱  
書記

斎藤浩史

深山光男

書

書

記

記

金岡公一

佐藤麻奈美

開会 午後 1時40分

#### 開会及び開議の宣告

副議長（小川 勇君） ただいまの出席議員数は53名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 諸般の報告

副議長（小川 勇君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりでありますので、ご了承願います。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び局長ほか、事務局職員の出席を求めていますので、ご了承を願います。

なお、本日の事務局出席者については、座席表を席上に配付させていただいておりますので、ご参照ください。

以上、報告いたします。

また、報道関係者等から写真撮影の申し出がありますので、これを許可いたします。

#### 議席の指定

副議長（小川 勇君） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに当選された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、配付しております議席表のとおり指定いたします。

#### 議長の選挙

副議長（小川 勇君） 日程第2、米持議長の辞職により、これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（小川 勇君） ただいまの出席議員数は53名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

副議長（小川 勇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小川 勇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

副議長（小川 勇君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

〔議会議務局長事務取扱 氏名点呼、投票〕

副議長（小川 勇君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小川 勇君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（小川 勇君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小倉明德議員、新井明議員及び金木郁男議員を指名いたします。

よって、ただいま指名いたしました3名の方に立ち会いをお願いいたします。

〔小倉明德議員、新井明議員、金木郁男議員立ち会の上開票〕

副議長（小川 勇君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数53票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、

有効投票50票

無効投票 3 票

有効投票中、

中島賢治議員47票

大木傳一郎議員 3 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票は13票であります。よって、中島賢治議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中島賢治議員が議長におられますので、当選の告知をいたします。

#### 議長就任のあいさつ

副議長（小川 勇君） ここで当選されました中島賢治議員のごあいさつをお願いいたします。

〔 1 番 中島賢治君 登壇 〕

1 番（中島賢治君） ただいま選任をいただきました中島賢治でございます。議長就任に際しまして一言ごあいさつを申し上げます。

県内56市町村からなる広域連合議会の議長という名誉ある要職にご推挙をいただきまして、まことにありがとうございます。

今、私は、その要職の責任の重さを痛感しているところでございます。今後、公平かつ円滑な議会運営に務めてまいりますので、議員の皆様方の深いご理解とご支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、議長就任のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

副議長（小川 勇君） ここで、中島賢治議員と議長を交代しますので、議長席へお着きください。

〔 副議長退席 議長、議長席へ着席 〕

### 会議録署名議員の指名

議長（中島賢治君） 引き続き会議を開きます。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、金澤幸正議員、臼井尚夫議員を指名いたします。

### 会期の決定

議長（中島賢治君） 日程第4、会期の決定を議題といたします  
お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、議会運営委員会の決定を受けて、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし、異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） ご異議がございますので、質疑に入ります。

ただいまのところ通告はございません。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 大木議員。

33番（大木傳一郎君） 33番の匝瑳市の大木ですが、この日程については討論の予定はあるのでしょうか。

議長（中島賢治君） 通告がございますので、討論はございます。

33番（大木傳一郎君） じゃ質疑はやめます。

議長（中島賢治君） よろしいですか。

質疑はなしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、発言を許します。

大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） では、日程の決定について、今日一日限りということについて反対の討論を行います。

この後期高齢者医療制度については、千葉県の医師会を初め全国で約633の市町村議会、あるいは県内でも12の議会が、中止と撤回、廃止を求める、あるいは見直しを求める決議、意見書を関係機関に送っているところです。そういう意味で、国民の大きな怒りが広まっている中で、たった半日、それも今から時間的に計算しても短い期間で、これほど重大な議題を議論、審査するというのは、かなり無理がある。議会としての責務を果たすことはできないということで、この日程について、第一に、容認することはできないと。

第2点として、今回の全協、あるいは議運でもそうだったんでしょうが、議案に対する質疑を10分以内とすると、これはまさに議会制民主主義の基本である議員の発言の自由を制約して、会期が限られているからという理由で、議員の質疑の時間制限を進めると。全国47都道府県のうち、議員の質疑の制限をしていないところが大半であり、24の都道府県は発言時間の制限をしていない。あるいは、必要に応じて議長が制限することができる、約47都道府県のうち30がそういう制約をしていない。千葉県のこの連合議会の場合は、全国でたった5つの、もっとも最低レベルの議員の発言の制限をすると。これでは十分な審査、議論ができず、独断先行、数の横暴がまかり通ってしまう、かなり危険な議会、こうなってしまうのではないのでしょうか。そして、これでは、県民の声が届きにくくなるし、今、問題山積のこの後期高齢者医療制度の、県民の、あるいは高齢者の怒り、これに対して議会としての本来の役割、これを実現することはできない。議会本来の姿から逸脱、議会の空洞化、これがなされてしまうと。私は、全国の広域連合の状況を調べてみたら、午前10時から開催しているところも多数あります。時間をしっかりとって、真剣な議論を進めていくことが妥当だということを強く主張して、今回の日程についての決定については反対を表明していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（中島賢治君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君）これにて討論を終わります。

これより会期の決定を起立により採決いたします。

今期臨時会を本日1日とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（中島賢治君） 起立多数。

よって、今期臨時会を本日1日間とすることに可決されました。

#### 議会運営委員会委員の選任について

議長（中島賢治君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、高岡正剛議員を指名いたします。

#### 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中島賢治君） 日程第6、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

広域連合長（藤代孝七君） 本日、ここに、平成20年第1回広域連合議会臨時会を急遽招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

それでは、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

本案は、副広域連合長の選任についてご同意をお願いするものでございます。

広域連合規約第12条第4項において、副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任するとされております。

ここにご提案申し上げます田嶋隆威氏は、現在、大多喜町長並びに千葉県町村会の会長としてご活躍中であり、学識、経験ともに大変豊かな方であり、副広域連

合長として適任と存じます。何とぞご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

議長（中島賢治君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はございません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので発言を許します。

大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） 議案第1号、副連合長の選任について反対の討論を行います。

反対理由の第一は、私は、今回提案された田嶋氏の所属する大多喜町のホームページを見させていただきました。ここに印刷してきたわけですが、そこで、町長のあいさつが載っているわけですが、基本的な政治姿勢がここで表明されています。市町村合併の推進、あるいはそういう広域行政の推進ということで、結果的には、現在問題になっているこの後期高齢者医療制度に対する見直しとか、あるいは廃止とか、そういう県民の立場に立った、あるいは高齢者の立場に立った、弱者の立場に立った意見表明は町長のあいさつにもありません。まさにそういう意味で、国の方針に沿った政治姿勢が明確だということをも第1点理由に挙げたいというふうに思います。

それから、第2点として、先ほどの報告をされた連合長の選任の問題、それで連合長から副連合長を選任すると、連合長の選任というのは住民の直接選挙ではないわけですね。関係市町村長の選挙によって選ぶと、関係住民の直接選挙、あるいは公選ではないという、いわゆる議会制民主主義の基本である関係住民の意思が直接反映できないシステム、選任の方法という形になっている。これは、広域行政の欠陥であり、極めて今後こういう広域行政の運営の中で、諸問題が出現するということを警告しておかなければならないと。

まさにそういう意味で、例えばリコールの問題、あるいは議会による不信任の問題、こういうものがどうなるかということです。これ一般的には不可能と言われているわけですが、これが民主主義の中で果たして妥当かどうか、大変疑問に感ずるわけであります。

よって、当然、この機関、後期高齢者広域連合は、政府の下請け機関化の危険性が極

めて高い、政府の上意下達的な行政機関、執行体制、こういうことになりかねないと。当然、この連合長及び副連合長に対する県民によるチェックが十分できない。根本的な改革に縛りをつけるというような体制になってしまう。

そういう意味で、このまま推移すれば、県民の気持ちと、県民の願いと、この広域連合が乖離する、意識がずれる、そういう状況がさらに拡大される。民主国家として、それに逆行するものではないかということ指摘して、今回の選任には同意できないということ表明したいと思います。

議長（中島賢治君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（中島賢治君） 起立多数であります。

よって、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、これに同意することに決しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時17分

議長（中島賢治君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

私よりご報告いたします。

地方自治法第121条の規定により、先ほど同意いたしました副広域連合長の出席を求めておりますので、ご了承願います。

副広域連合長からあいさつを行いたい旨の申し出がございますので、これを許します。

副広域連合長。

副広域連合長（田嶋隆威君） それでは、ごあいさつをさせていただきます。

ただいま副広域連合長として承認をいただきました大多喜町長の田嶋隆威でございます。お許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

本年4月にスタートいたしました後期高齢者医療制度は、今後の医療制度を維持するために設けられた新しい制度でございます。広域連合は、国からの情報等を各市町村及び被保険者へ正確に伝えなければならない大事な位置にあると理解をしております。

このたび、ご承認をいただきまして副広域連合長という大役を仰せつかり、その重さを感じておるところであります。浅学非才ではございますが、誠心誠意務めてまいりたいと考えているところであります。

議員の皆様方には、よろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、就任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

#### 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中島賢治君） 日程第7、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

広域連合長（藤代孝七君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案については、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をいたしておりますので、同法第3項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、広域連合の一般職の職員の給与について、県に準じて給料表、扶養手当、勤

手当及び地域手当の支給割合の特例を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（中島賢治君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がございますので、通告順により順次発言を許します。

萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） 46番芝山町の萩原弘幸でございます。

それでは、議案第2号 広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について質問をいたします。

地域手当についてでありますけれども、支給割合の特例を県に準じて改正するものという説明でありますけれども、千葉県人事委員会は、調整手当にかわって新設をされました地域手当については県内を8%支給地域、そしてさらに5%支給地域、県内を二分して3%の格差を設けております。今年度は、県内を6%、そして5%、4%、支給地域を3分割しておりますけれども、広域連合職員の支給状況についてお聞きをいたします。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

地域手当の広域連合職員の支給状況でございますが、本広域連合の勤務地は、千葉市の1カ所であることから、地域手当の支給割合は6%の1種類となっております。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） 広域連合職員の方が各市町村からの派遣職員ということでございます。私どもの芝山町では3%の支給ということでありまして、団体によっては6%以上の支給をされているということをしているわけですが、その調整については、どうなされているのかお聞きをいたします。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） 地域手当6%以上を地元で受けている方の支給ということでございますが、地域手当が7%以上の市町村から派遣されている職員につきましては、派遣協定の規定に基づきまして、それぞれの派遣元の自治体の給与条例が定める地域手

当の率を適用しておるところでございます。そのために広域連合に参られて不利益になるということはありません。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） では、もう1点伺いますけれども、ここに給与表がありますけれども、給与条例の第11条の3項、さらに12条の3項、第26条の2項については、芝山町におきまして、昨年の12月議会に提案をされ、本年の4月1日から施行となっております。そうしますと、当然給与体系にずれが生じるわけですが、その辺の対応、調整、これについてはどうなされているのかお聞きをいたします。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） 地域手当にかかわらず、給与体系につきましては、こちらに来られている職員の方の中で、連合の条例を適用されている方、地元の条例を適用されている方、二種類いらっしゃるわけですが、それは、地元との給与体系の差は生じないように、協定によりましてどちらかを選んでいただいております。ですから、地域手当以外におきましても差は生じてないところでございます。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 以上で、萩原弘幸議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） 議案第2号について若干質疑いたしたいと思うんですが、今も議論になりました、4月にスタートした広域連合の職員の皆さんの給与に関する一部改定になるわけですが、結局全県からの職員派遣ということで、すべての市町村で給与の状況というのは格差があるというのか、いろいろな違いがある中で、全県から結集されて、ここで執務をとるという中で、今回の改定によって、それがどうなるのか、同一労働、同一賃金を含めて、その内容についてご説明をいただきたい。

それから、当然第2番目として、管理職について、いわゆる給与の一部をプールして能率給という県の状況が、この県連合の場合はどのような形になるのか。

それから、次に、当然、給与、生活権にかかることですから、これらの決定というのは、当然民主国家として労使の合意、いわゆる労働組合との協議、合意があって初めて

執行されるものというふうに思うんです。そういう意味で、労働組合との協議や合意の経過、内容、これについては、どんな内容か質疑いたしたいと思います。

以上です。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

最初に、1点目の全県から来られていて、同一労働、同一賃金なのかと、それが確保されているのかというご質問でございますが、先ほどの萩原議員へのご答弁にもありますように、各地域から来られる職員の給与につきましては、地元にいっしょなときと、こちらで働いていただくときと格差が生じないように協定等で対応しておりますので、その辺の格差というものは生じてないところでございます。

それから、管理職の能率給というお話でございますけれども、この辺につきましては、地方公務員法とか、連合の給与条例もございまして、それらに基づきまして、適切な支給を図っておるところでございます。

それから、3点目の労使の合意ということでございますが、これにつきましては、当連合につきましては、いわゆる職員団体というものはございません。ですから、今度の給与条例の改正につきましても、協議や合意の事実はないところでございます。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） 例えば、先ほどの質問の中で、地域手当について、高いところは高いところに、出身の自治体の条例に基づいて高いところの地域手当を支給すると、それで、当広域連合は6%と、ですからそこで、出身のところと同じ机を並べて、違うわけですね。広域連合の中での格差というものが差がそこで生じるわけでしょう。で、それが地域手当だけでなく、個々の職員は出身の自治体の給与条例に基づいて高いところを支給すると、先ほどの答弁だと。例えば、低いところから広域連合の職員になった場合は広域連合の給与条例でプラスアルファというのか、例えば私のところなんか匝瑳市は、地域手当はゼロ%、それが当然ここに勤務すれば6%の地域手当が出てプラスアルファがあると。ですから高くなる者もあるし、低くなるものもあるという、そういうふうな派遣職員で構成された矛盾というのか、先ほどの答弁の中では、そういうふうなちょっと感じたわけですが、その辺いま一度ご説明をいただきたいと。結果的には、

生じるではないかと、格差は。そういうことだと思うんですが。

それから、労働組合との協議と合意はないと、こういうような答弁ですが、それぞれの出身の職員、いわゆる職場には、労働組合があり、その組織がある。そこから派遣されていると。県全体では、例えば自治労連というような自治体等に働いている方々の労働組合というものはあるわけです。ですから、こういう連合体の場合は、そういう県の労働組合、集合体の労働組合との協議、合意というものの努力を当然進めていくのが使用者側の責務ではないのでしょうか。自分の働いているところがないからと、それぞれ個々を見れば、自分の所属するところの市役所の職員労働組合とか、職員組合というようなところに所属していると。そういう実態にかけ離れたことで、広域連合に労働組合の文化がないからその必要はないというのは、これもやっぱり労働三法から見てちょっと再考の余地があるんじゃないかと、このように思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えします。

1点目の、地域手当高くなる人も安くなる人もいるんじゃないかというお話でございますが、高くなる方はいらっしゃいますが、低くなる方はいらっしゃいません。低くなる方は、高いところの手当の率が適用できますので低くなる方はいないということでございます。

それから、2点目の、地元で職員組合等があるのだから、その辺を配慮すべきというようなご質問かと思いますが、先ほど申し上げましたように、当広域連合につきましては、地方公務員法に基づく正式な登録を受けた職員組合は存在しないことであるわけですので、当然のことながら公務員法に基づきます交渉の申し入れもなかったということで、交渉に応じるような義務はなかったですし、また事実もなかったということでございます。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） それと、能力給についてですが、この状況について説明をいただきたいと。

それから、労働組合との関係ですが、やっぱりこういう日本のような民主的な社会として成長していく中で、やっぱり労働組合が、連合の職員はそれぞれが派遣された地元

のところでは労働組合の組合員であるということから見て、私の言いたいのは、やっぱり連合としてそういう労働団体との協議をする、そういう姿勢が私は大事ではないのかなと、今後の問題もありますから、今後、それらも研究して、前向きに協議と合意を図って、体系をつくっていくということが必要ではないのでしょうか。その辺をちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

議長（中島賢治君） 答弁を願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

1点目の、能力給のお話でございますが、能力給ということをどういう形でおっしゃられているのか判然とはしないんでございますけれども、当連合の場合は、先ほど質問の中で言われたような、例えば県のほうのチャレンジプラン的な形でチャレンジをさせて、それを評価するというところでおっしゃっておられるのであれば、そういうような制度は私どもは現在とっておりません。

それから、派遣先との協議につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 以上で、大木傳一郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はございません。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（中島賢治君） 起立多数であります。

よって、議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認さ

れました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中島賢治君） 日程第8、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

広域連合長（藤代孝七君） 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案については、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をいたしておりますので、同法第3項の規定によりこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

本案は、本年4月1日から、千葉県市町村総合事務組合が共同処理する事務に、消防救急無線設備の整備及び管理を加えるため、同組合の規約を改正することについて、関係地方公共団体の協議を行おうとするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長（中島賢治君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がございますので、発言を許します。

大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） 簡単にお答えいただきたいと思うんですが、消防救急無線設備の設置というところの内容説明を求めたいと、このように思います。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えします。

消防救急無線設備の内容ということでございましたが、千葉県におきましても、消防

庁の方針に基づきまして、県内の消防救急無線の広域化・共同化等を進めることになりました。これまで、個別市町村、ないしは消防関係の組合で個別に持っておりましたこういう設備関係を、全県下に広域化・共同化しようというものでございます。

以上です。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） そういう方向で広域化・共同化というものを図ろうという方向ですが、私の地元等ではかなり広域な、かなりの広域な消防のこういう緊急無線装置ということで、消防団、あるいは消防署、ここでかなりの抵抗というか、そう簡単には進まない状況があるわけですが、それらの実態について把握されているかどうか確認しておきたいと思いますが。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） 把握しておりません。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） 結構です。

議長（中島賢治君） よろしいですか。

ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） これよりを討論に入りますが、ただいまのところ通告はございません。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（中島賢治君） 起立全員。

よって、議案第3号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

33番（大木傳一郎君） 議長。

議長（中島賢治君） はい。

33番（大木傳一郎君） 議事進行について。

もうかなり時間が過ぎていきますので、少しの時間でもいいですから休憩をとったらいかがでしょうか。

議長（中島賢治君） お諮りいたしますか。

もう二議案ぐらいお願いできればありがたいんですが。

〔「議長進行、議長のとおりで」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） じゃ3時を目途にやりたいと思います。ご協力をお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中島賢治君） 日程第9、議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

広域連合長（藤代孝七君） 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案の11ページをご覧ください。

本案は、平成20年6月12日付、政府・与党による高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等に基づき、平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額及び所得割額の減額の特例を加えるものでございます。

説明は以上でございます。

議長（中島賢治君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がございますので、通告順により順次発言を許します。

宮田かつみ議員。

3番（宮田かつみ君） それでは、議案第4号につきまして質疑を、連合長並びに局長に対して行いたいと思います。

ただいま連合長より説明がございましたように、本年6月12日付で、政府・与党によります高齢者医療に関する低所得者に対する配慮ということで、軽減策に基づいた案が出てきたものでございます。それに伴って、この第4号について条例改正がされているものと解釈をしておりますけれども、まず、その点について、平成19年9月12日に、厚生労働大臣に対して、首都圏4連合長より要望がされております。

第1点としまして、その要望の回答として、今回、改正が政府・与党として出されたのかどうか、まずその1点をお伺いをするものです。

そして、そうでないとしても、被保険者に対する、そして広域連合、そして、さらには市町村に対する影響、その課題についてお尋ねをいたします。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

まず1点目の、要望への回答として出されたのかということですが、広域連合におきましては、昨年9月、1都3県で緊急要望を国に出したところでございますが、この内容としては、保健事業及びシステム構築費に必要な財政支援、制度周知、国庫負担金等の速やかな交付などを内容としておるものでございます。

今回の、医療に関する条例の一部改正、4号議案につきましては、議員もおっしゃられましたように、政府・与党が6月12日に決定いたしました低所得の方に対する追加軽減に対応するものでございまして、具体的には、20年度の均等割額が7割軽減されている被保険者につきましては、一律8.5割にすること。また、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の被保険者については、一律50%の所得割額を減額することという内容でございます。

したがって、緊急要望の内容としては、今回の条例の一部改正案には直接には反映されていないところでございます。

それから、2点目の、市町村、広域連合への影響ということですが、後ほどもまた出るかとは思いますが、この財源につきましては、財政調整特別交付金によりまして、国のほうから全額手当されることになっておりますので、特にその点では影響はないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員。

3番（宮田かつみ君） ありがとうございます。4首都圏の連合長よりの要望等については、今ご答弁をいただきました。

2点目の質疑でありますけれども、広域連合、そして市町村に対して、財政的には国が丸抱えでそれを補てんするということでございますけれども、今回のことについて、まだ実施はされていないわけですが、例えば、私は市川市の議員ですが、担当の課に、今後、相殺されるという請求書が出てきている部分もあるんですが、保険料のですね。いろいろ問い合わせが多いんですよ。そして、それが半端な数でなくて、私も大体市川市に多いときで1日三、四度電話することがあるんですが、交換手がほとんどその課へ電話が集中しているものですから、ほかの電話で例えば用を足そうとする市民からは電話が全然つながらないというようなことがあります。多分これは市川市のみならず、55市町村も同じような形ではないかなというふうに思うんです。

私が申し上げたいというか、質疑をしたいのは、今後、こういう形で被保険者からの要望、あるいは市民からの要望、そしてさらには広域連合、あるいはそこにおられる議員から、いろいろ出てくる中で、敏速な対応を、政府、あるいは政府・与党が敏感にされてくると、そういう費用、それから、そういう市町村の対応が非常に難しくなって、ただでさえ複雑な制度ですから、逆に言うと、そういう利用者に対して、逆に対応で迷惑をかけるようなことがあると困るなど。あるいは、それを悪用した、例えばお年寄りの方々に、例えば詐欺事件、例えば何とか詐欺というふうに電話でありますね。そういうものも出てくるのではないかなというふうな気がしますけれども、その辺は局長としては、今後、広域連合としては、どう対応されていくのかお尋ねいたします。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

確かに、議員おっしゃいますように、市町村には窓口をお願いしておるわけですが、市町村の担当課の皆様には非常なるお手数をかけておるかと思えます。特に現時点では、支払い方法、特別徴収から振り替えへの対応関係で、いろいろお問い合わせ等があるかと思えますが、私どもといたしましては、その辺、市町村さんができるだけ効率的に時間をかけないでできますように、私どもができる、例えば広報のひな形、何

かをつくりまして、それをちょっと変えていただいて広報していただくとか、できる限り私どもでできて、そして市町村さんにもご負担の軽減につながるものについては、職員一同頑張っております。

また、今後、迅速に国のほうがいろいろ対応してくるかと思うんですが、それに対して、それは具体的に、広域連合、さらには市町村の多大な事務の増加になりかねないものもございますので、その辺につきましても、情報を得つつ、先ほどと同じような、ほかの都道府県等と連携いたしまして、国に要望なども適切にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員。

3番（宮田かつみ君） それでは、3回目になりますけれども、今回の改正で、低所得者の方には大分配慮をいただいておりますね、国の改正としては。そして、先ほど申し上げましたように、市町村へもいろいろな要望事も来ております。私にも来ておりますけれども、要するに、今回、低所得の方に特に配慮をした中で、中所得と言ったらいいでしょうか、いわゆる低所得に当たらない方々、例えば75歳以上で現役並みの所得を得ている方とか、同じ高齢者で、そういう問題はどうかというところで、広域連合としては、今後、所得割、あるいは今の軽減をする部分で、低所得者だけの配慮で国がそう決めてきたからそこだけをやるということですが、多分これ国民の声が届いたということで、高齢者の皆さんは、特に低所得者の皆さんは、すごく自分たちの声が届くということについては、打てば響くということで、大変期待をしているんだと思うんです。そうなったときに、じゃ低所得の方々がオーケーになった、だけれども、今度はほかの方々は、現役並みと言ったって、じゃ現役の人と自分たち75歳以上の高齢者とは違うじゃないかと、高齢者の医療制度について、広域連合はどう思うかとか。そういう中で、今言う所得割とか均等割とかということについて、その部分についての軽減措置を求めてくるような気がするんですけれども、そういうことまで広域連合としては、もちろん、先ほどの質疑にもありましたけれども、国の追従型だからというようなこともありますが、今後はそういうふうな要望が出たときにどう対応されるのか。若干、ちょっとそれているかもわかりませんが、1点だけお尋ねをして質疑を終わらせていただきたいと思います。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） 中程度の所得の方、それから現役並みの所得の方からの声に対してはどうこたえるのかという趣旨かと思うんですが、この後期高齢者医療制度は、それぞれの高齢者の被保険者の方が、それぞれの負担の能力に応じまして保険料を支払っていただくということが、これが原則でございますので、確かにご負担がきついというふうに思われる、例えば現役並みの方がいらっしゃるかもしれませんが、こういう制度できっちりした財政計画を立てて、遺漏なく、この制度を運営していかなきゃいけないというようなところがございますので、その辺につきましてはご理解いただいて、ご納得いただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員の質疑を終わります。

3時になりますが、今、議案第4号を審議中でございます。4号を終わらせてから休憩ということをご理解いただきたいのですがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 引き続き質疑を続けます。

萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） 46番。それでは、議案第4号 条例の一部改正について質問をいたします。

後期高齢者医療制度、実施を見まして4カ月が過ぎるわけですがけれども、この間制度の抜本的な見直し、あるいは中止や廃止を求める国民世論が沸騰しております。そういう中で、今、国政の場でも、あるいはまた地方の政治においても、最大の焦点となっておりますということでもあります。それらの状況を踏まえて、政府・与党が、この臨時会に提案をされておりますように、低い所得者、低所得者にかかわる所得割額、さらには均等割額の減額の特例を打ち出しました。今、前段で、説明がありましたように、所得割額については、基礎控除後の総所得金額58万円以下の被保険者に対しては、2分の1を、50%ですね。控除をするというものであります。さらに、均等割額については、7割の法定軽減を8.5割までに引き上げると、そして、これが今回の減額特例のあらましだと思うんです。いずれ、これで、この施策で、被保険者、さらには600万県民の期待にこたえられるのかどうか、この点をまず1点お聞きをいたします。

あと1点については、この軽減策によって、各市町村ごとの軽減額、さらには対象者

数、これについてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

本年4月からの制度施行に伴うさまざまなご指摘があったことは私どももちろん承知しておるところでございますが、それらに対しまして、政府・与党のほうで、先ほど議員おっしゃられたようなことも含む7項目の対応を決定したわけでございますので、当広域連合といたしましても、その方針に沿いまして、負担の軽減対策を講じようというものでございます。

これが、被保険者、また600万県民の皆様の声にこたえられるかというご質問かとは思いますが、当連合といたしまして、このような対策を的確に進めていく中で被保険者を初め県民の皆様の一層のご理解をいただきますよう努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の、各市町村ごとの軽減額、対象者数はいかがかということですが、今回の追加の軽減対策は、この賦課につきましては、保険料額を変更する処理になるわけでございます。当広域連合の電算システム、これは厚労省が開発いたしまして、配布してきているものでございますが、当連合の電算システムでは、市町村別の軽減額が集計できないシステムになっております。そういうことでお答えできませんので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） 2問目ですけれども、この附則で、この条例規定は、平成20年4月1日からするということでありまして、既にご承知のように、特別徴収では、2回年金から天引きがなされております。そしてまた、普通徴収については、1回の徴収が終わっておるわけですけれども、この取り過ぎた保険料、これは当然還付措置を講じていかなければならないと思うんですね。今、各市町村ごとの対象者数、あるいは被保険者の減額額、これがコンピューターのシステムの関係で、まだ今把握ができないということですが、これをどうして還付するのか、この点についていかがですか。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

各被保険者ごとの、もちろん還付に必要なあれば、被保険者ごとに算定いたしますので、それはもちろん数字は出るわけでございます。それは的確に対応できます。ただ、先ほど申し上げましたように、市町村全体でどのくらいとか、そういう形では、今、そういうことはできるシステムになっておらないところでございます。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） もう1点、先ほど3番議員さんから、やはり、この軽減策によって、特例によって不公平が生じるんじゃないかと、こういう質問が確かあったかと思うんです。

そこで、私も現行制度と、法定軽減を8.5割に引き上げた場合に、若干シミュレーションをしてみたわけですが、ちょっとこれ本来資料で見ただけであればわかりかと思うんですが、Aさんの夫が年金収入が260万円、Aさんの妻が42万円、合わせますと320万円になるわけです。この方は、当然軽減が得られませんから、所得割額については7万6,184円ですか。均等割については3万7,400円ということですね。保険料の合計が15万円、これは年額ですが、妻の保険料と合わせると15万984円、こういう数字が出てきます。

そして、次に、Bさんの夫が年金収入152万円、そしてBさんの妻が150万円、これも収入合計は320万円ですね。この方については、いわば夫も妻も7割の法定軽減を得られるということ。この方が、今度、軽減特例を得た場合の保険料、現行では2万2,440円ですが、これが軽減改定後になると、3割の2分の1ですから1万1,220円ということですね。これを見ても、同じ世帯収入で13倍もの開きが生じてしまうと。

さらに、Cさんという場合、夫が260万円の収入があって、妻の収入がないと、この場合、所得割額が現行ですと7万6,184円、均等割額で3万7,400円ですね。妻が、これは3万7,400円、合わせた保険料が15万9,804円ということですね。

これを見ても、いわば年金の収入合計が260万円と、今後8.5の軽減を得られる、この方が320万円。これでは、いわば保険料の額が全く違っているわけです。ですから、先ほど質疑がありましたように、いわば相当の不公平が生じてくるんじゃないかと。端的に言うと、軽減を受けられる方は、これは下がるけれども、受けられない方は依然高い保険料を払わなければならないということに、私は、いわば根本に、その制度設計に問

題があるから、こういう現象が出てくるんだと思いますけれども、その辺どうとらえているのか、お聞かせをいただきます。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えします。

今、3つの例を挙げていただいたわけですが、確かにそういう形の所得の条件になっておりますとそういうことも生じることもあるかとは考えております。これは制度設計の問題ということをおっしゃられましたが、例えば年金受給額が153万円を境に所得割額がかかるとかかからないとか、そういう状況、それからまた、均等割額については世帯の収入の状況でとらえておると、そういう状況でございます。その辺のところ、大きくこの差に影響しているのではないかというふうに考えておるところでございます。

例えば、今回の国の政府・与党決定におきましても、世帯単位で考えるようなことにつきましては、個人単位で考えるようなことなども含めて、今後1つの検討課題というふうに政府の決定では挙がっておりますので、それらは今後のいろいろな皆様のご意見をお聞きし、検討していく中で、次第に必要ながあれば対応はされていくのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） では、議案第4号についてお尋ねをいたします。

時間が余りありませんので、かなり棒読みでお答えをいただきたいと思うんですが、今回の軽減策、特例によって、いわゆる条例的には附則の7、10、11号、この軽減策が実施された場合、いわゆる実施された原因ですね、その要因は何なのかと。いわゆる第一次の軽減というのか、凍結というのは、参議院選挙で政府・与党が敗北をすると、これではまずいということで、凍結とか負担軽減策が第一段階で行われた。この第二段階で、こういうような軽減策が実施された主なる原因は何なのか、これをお尋ねしたいと思うんです。

第2に、県の連合として、この3カ月間に、財政支援を要望してきたわけですが、私

もホームページで、連合長及び事務局長が、国に対して、舛添大臣に対する緊急要望、これは見させていただきました。このことについて、その経過、2月の議会で、私の質問に対しては要望しないと、こういうふうに答えていたわけです。ところが、恐らく関東近県の広域連合長から一緒にやりませんかというようなお誘いがあった初めてやったのかどうか、第2点聞きたいと思います。

それから、第3点として、各条例改定後の軽減額は幾らずつになるか、各項目ごと。

第4点として、軽減特例が決定した場合、8月中旬に当然保険料の変更決定通知書、これが発行されると思うんですが、これは全体の何割の世帯が対象になるか、その辺掌握されているかどうか伺いたいと思います。

萩原議員の答弁に対しては、56市町村ごとの変更世帯数と軽減額、これ集計ができないと。予算、あるいは決算、これは仕事かできないんじゃないですか、これでは。改めて聞きたいと思います。

第5点として、広域連合として広域議会での議決前に、これ千葉市の例ですが、保険料の軽減に関するお知らせという文章を住民に配っている。議会の議決前にこれは越権行為ではないのか。こんなことをして果たしていいのかどうか、これを伺いたいというふうに思います。

それから、第6点として、説明資料の7ページ厚労省の参考例中、軽減後の保険料賦課額から仮徴収額を減じて得た額が500円未満の少額な差額を免除する規定について、公平性の観点などから設けないと、この千葉県連合としては、これ全国的な傾向はどうですか、動向は。それから、免除しないことが公平性の観点などからというのはどういう意味なんでしょうか。それから、500円未満の免除件数、総額は千葉県全体で幾らぐらいになるか。かなりの金額になると思うんです。この金はどこに行ってしまうのか。

それから、次に、参議院では廃止法案が可決決定されました。全国では633の議会、県内では12市町、市と町、これ私も資料を持っていますが、東庄、我孫子市、睦沢町、芝山町、富里市、匝瑳市、神崎町、銚子市、一宮町、東金市、勝浦市、四街道市、この県下12議会が制度の中止・撤回、あるいは廃止、あるいは見直し等々の決議しているところ。あるいは、全国37の医師会がやっぱり反対決議をされていると。国民の世論も6割がこの制度に対して反対していると。

これに対して、この特例で、そういう状況下の中で、この特例の実施によって、その国民の怒りがおさまると思うかどうか。やはり、基本的には、制度そのものの根本的な

欠陥というのか、問題があると。やっぱり制度の廃止こそ、国民、あるいは県民、千葉県の高齢者の皆さんの強い要求ではないかという、その原点というのか、基本を広域連合としてどう把握されているのか、どう認識されているのか、それについてお答えいただきたいと思います。

それから、最後に、先ほどの質問の中にもありましたけれども、今回は一步前進です。確かに前進です。しかし、この特例措置によって、さらなる格差が拡大されると。同じ300万円の年金収入で、それぞれ150万円ずつと、一人で300万円、奥さんがゼロという場合、13倍の保険料の格差が生ずると、世帯としては同じ収入でありながら。やっぱりこれは、先ほど局長が今後の検討課題だという答弁をされましたから、引き続き、これらの矛盾、問題点を、県連合として、藤代連合長を先頭に、もっともっと国に強い要望を届けるべきではないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） まず1点目の、軽減対策が実施された主な要因ということでございますが、制度実施後の高齢者の方々の皆様から寄せられた意見を踏まえて、このような所要の軽減対策を実施しようというものでございます。

2点目でございますが、2月議会で要望書についてはしないというふうに答弁したと、3都県から話があったからということなのかということの問い合わせでございますが、本年6月3日付で長寿医療制度に関する要望書を提出したわけでございますが、これは、連合として、そのような必要性を判断し、なおかつ4都県で合同してやったほうが効果があるというふうに考えまして実施したものでございます。

それから、3点目の減額の特例で、各条ごとの軽減額は幾らかということでございますが、第10条の所得割額の軽減額につきましては約2億3,000万円でございます。第11条の均等割額の軽減額につきましては約8億2,000万円と見込んでおるところでございます。

4点目でございますが、保険料の変更決定通知は全体の何割の世帯が対象になるかということでございます。これにつきましては、先ほど萩原議員のご質問にもご説明いたしましたとおり、現在の電算システムでは世帯の数というものは出ない形になっておるところでございますので、ご了解いただきたいと思えます。

それから、広域連合として、議会での議決前に保険料の軽減に関するお知らせを出し

たと、それは越権行為ではないかというようなご指摘でございますが、この保険料の軽減に関するお知らせは、このような軽減策が決定されたということをお知らせ、政府・与党でそういう方針であるということをお知らせするために、国のほうからも指導も受けておりましたので実施したわけでございますが、その内容につきましては、決定したというようなお知らせではなくて、よくご覧いただければおわかりになるかと思うんですが、政府・与党決定に基づく軽減割合の拡大に関する準備を進めております。8月の臨時議会で上程する予定ですが、その議案が可決された場合には、該当される方々に対して変更決定通知を送付します、そういうご案内でございます。したがって、議会の越権行為をしたということでは当たらないかというふうに考えております。

続きまして、500円未満の少額な差額を免除する規定につきましては、連合としては、公平性の観点等から設けなかったことにしておるわけでございますが、全国的な動向というのはどうかということでございますけれども、厚労省のほうにも確認したんですが、公表されてはおりません。ただ、関東各都県の状況でございますが、私どもが調査いたしました結果、東京、栃木、群馬県はこれを規定しておりません。なお、私どもと入れまして4都県という形になります。片や茨城、埼玉、神奈川はこれを規定する方針でございます。

公平性の問題でございますけれども、この500円未満が免除となるとした場合、対象となる方々は、均等割が7割軽減となる方のみが対象になっておりまして、同じく、本算定額と仮徴収額で差が出る、5割、2割、また軽減のない方々については対象になりません。また同じ7割軽減対象者であっても、500円以上の差額の場合は対象にならないわけでございますから、そういう意味で公平性を欠くのではないかというふうに判断したところでございます。

3点目の、この件数、金額はどのくらいかということでございますが、これもまた電算システムがこのようなケースを試算できる状況ではないため、私どもが手作業でシミュレーションした結果でございますけれども、件数は全県で430件程度、これは最も多い場合でございますが、430件程度、総額では10万円ちょっとではないかというふうに見込んでおるところでございます。

続きまして、この特例で被保険者の方の怒りがおさまるかどうか、制度廃止こそ基本ではないかというようなご趣旨かと思いますが、私どもは、今条例に挙げておりますような軽減対策を的確に実施していく中で、被保険者を初め県民の皆様の一層のご理解を

いただけるよう努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、同じ300万円の所得世帯で格差が生じるということでございますが、これにつきましては、先ほども萩原議員のご質問にもご説明いたしましたとおりでございます。政府・与党決定におきましても、世帯単位での軽減の問題については、今後の検討課題としているというふうに認識しておりますので、その辺の状況を今後確認していきたいというふうに考えております。

これで、質問はすべてお答えできたかと思いますが、以上でございます。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） いわゆる今度の軽減策が、なぜこういうようなかなり金額的にも大規模ですよ。大規模な軽減策が実施されたかというのは、前回の2月の議会では円滑な運営のためという答弁であったんですね、同じような質問のときに。ところが、今回、国民のというのか、さまざまな方々の意見を踏まえて実施されたものと。だから一歩踏み込んだご答弁になっていると、こういうふうに思います。例えば、千葉県の医師会の副会長の井上雄元さん、これは赤旗に載っていたんです。医師会の会長が。やはり社会保障費のカットはだめだと、担当医を一人定め、診療所に払われる報酬を月600点、6,000円の定額制に制限しようというのは、後期高齢者診療料はとにかく問題だと、この制度に問題があると、こういうふうに指摘しているわけで、やはりこれからも、そういう真剣な真摯な願いにこたえていくべきではないかということで、さらにご答弁をいただきたいと、このように思います。

さらに、この3カ月間の財政支援、これ2月にはやらないと答弁していたんですよ。私も議事録を持ってきたんですが、やらないと。その必要がないという答弁があって、ところが、4都県の広域連合長名によって、6月3日に緊急要望した。これ緊急要望したことは大変結構なことですよ。これはもう評価します。特に事務局長も要望しているわけですから。これは評価します。ところが、それが2月の議会でもやっぱりきちんと、これからもどんどん国に言うべきことは言うという、今度関係陳情も今日議論されますが、ああいう陳情の立場に立って、当然、国にもっと財政支援を求めていくというこの観点はもう基本にしてやっていっていただきたいと、このように思いますが、改めてその点伺いたいと、このように思います。

それから、この怒りはどんどん私膨れてしまうと思うんですよ。この医療制度そのものに、今度の後期高齢者医療制度に問題があるわけですから、やっぱり基本としては、

やはり制度に大問題があるという視点、基本姿勢を、私は県連合として、事務局も連合長も、議会も、その立場に立ってこれから力強い運動をやっていく必要があると、それによってこそ、高齢者に優しい、温かい制度を実現することができると、それは改良というのか、矛盾点、問題点は少しでも一步一步改善する必要があると思いますが、そのところを心からお願いしたい。特にそういう意味では、連合長のご答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えします。

1点目の、2月議会で円滑な運営がためと言っていたのに、今度はさまざまな声を聞いてというような形で変わってきたというお話しでございます、もちろん、制度の円滑な運営ということが前提に、それでいろいろなご意見をお聞きしながら運営していかなければいけないということでございますので、その中身的には変わっていないというふうに考えております。

それから、国にどんどん言うのを基本としてもらいたいというようなお話しでございますが、もちろん私どもとしては制度運営上支障がある場合は、国にいろいろ申し入れをしてまいりますけれども、制度を大転換するとか廃止するとか、そういう立場ではもちろんございませんので、この制度は今後の後期高齢者の皆様の医療のために必要という前提のもとで、できるだけよろしい運営という形で考えて、必要なものにつまましては申し入れ等をやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員、残りあと10秒です。

よろしいですか。

33番（大木傳一郎君） （うなずく）

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員の質疑を終わります。

ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わりにいたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、通告順により発言を許します。

萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） 46番、議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

ご案内のように、4月から年金からの天引きが始まったわけですがけれども、その直前に私のところに芝山町町内に住まれる方から一通の手紙が届きました。時間の関係がありますけれども、一部ご紹介をさせていただきたいと思います。

私は、80歳になる老人です。少ない年金の中から、国保税（4月からは年寄りだけの保険料）、これが後期高齢者の保険料を指していると思うんですけれども、と介護保険料の天引き。どこまで年金暮らしの老人をいじめたら気が済むのかと。これから先老人は何をしたらよいのかと考えてしまいます。75歳を過ぎたら生きてはいけないのかと毎日考えております。高齢社会の中で、我が国が一番の老人福祉施策の貧困さに不安を募る毎日を送っています。自分の老いは自分でと思ってもどうすることもできません。ガソリン、灯油、いろいろな物価の値上がりを考えていると夜を眠ることもできません。そんな中、新聞やテレビなどを見ると、介護に疲れたからと無理心中をする人たちが多くなっています。そんな中、萩原議員と日本共産党の力で、年寄りが安心して暮らせる地域社会をつくってください。お願いします。

こういうお便りであるわけですがけれども、今、このような立場の方々、県内にも多数おられると思うんです。こういう方々に手を差しのべる、あるいはこういう方々の願いにこたえていく、私は、それが政治の使命であり役割であると思うんです。

今回の臨時会に提案されております低所得者への減額の特例、これはまさしく不十分さはありますけれども、一部については、そういう方々の願いにこたえる施策になっておるということを理由に、議案第4号については賛成の立場を表明をいたしまして討論とさせていただきます。

以上です。

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員の討論を終わります。

引き続き討論を続けます。

大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） じゃ討論を行います。賛成討論です。

1つに、第一次見直しが当初行われました。これは参議院選挙での敗北で、大破局を

政府・与党が受けると、そういう中で見直し論議がされて、第一次の見直しが行われた。今回の第二次見直しは、先ほど事務局長からも答弁があったわけですが、さまざまな国民の願いというのか、声にこたえざるを得ないと、いわゆる千葉県医師会等の全国の医師会が廃止、中止、撤回、あるいは見直しを求める、37の医師会、あるいは先ほど申しましたけれども、全国633、千葉県でも12の地方議会が廃止、撤回、中止、見直しの決議をする。どんな世論調査を見ても、国民の6割から7割がこの制度の問題を指摘すると、そういうアンケートの調査が出ているわけです。

さらに決定的なのは、国民の代表者による参議院で廃止の決議案が可決決定されると、こういうような状況下の中で、やはり、国も一部手直し、見直しをやらざるを得ないということで実施されたものであり、国民のそういうような批判によって手直しされたものであり、一定の軽減措置であり賛成したいと、このように思います。

さらに、2月の議会で、先ほど指摘しましたけれども、軽減措置の要請をするようにと私が事務局長に要望したけれども、議事録にあるように求めないと、こう答弁しました。しかし事実経過は、6月3日、関東のほかの県の広域連合長等と一緒にあって舛添厚労大臣当てに調整交付金の確保などを要望をしたと、さらに連合長、事務局長としても緊急要望をした。これは、私は高く評価をしたいというふうに思います。藤代連合長の要望書でも述べています。制度開始直後から、保険料上昇に対する不満や制度への不信感など、住民からの殺到する問い合わせ、混乱が見られることから見直しを求めると。

私は、先ほどの、市川市の宮田議員の指摘の中で、執行部が答弁された、今回の緊急要望書と今回の特例の実施は関係ないというような答弁がありましたけれども、私は静かにさりげなく、何げなく、本当にこういう声こそがやっぱり国を動かしていくと、動かしたと、そういう自負を持っていいと思うんです。ですから、そういう立場で、これからも事務局としても、連合長としても、先ほど連合長の答弁求めましたけれども、答弁なかった残念なんです、連合長としても、引き続き国に大いなる声を発揮していただきたいと、このように思います。

さらに、しかし、この問題というのは、今度の格差是正の中で、先ほど質問の中でも指摘しましたけれども、保険料の軽減特例の場合でも同一収入世帯なのに、収入が同じなのに13倍の格差が拡大されるとか、あるいは年金天引きによる場合は税の控除が不適用、口座の振りかえの場合は控除が適用と、こういうように年金天引きによる二重の負担増の矛盾、こういうものは明らかになっているわけです。こういうのは、さらに引き

続きぜひ要望していただきたいと。今回の特例はあくまで特例であり、期限があるわけですから、低所得者への保険料の負担は今後とも重くのしかかってくるわけですが、根本的矛盾の解決のために一層の努力を求め討論といたしたいと、こういうふうに思います。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員の討論を終わります。

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（中島賢治君） 起立全員。

よって、議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時50分

議長（中島賢治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議席にお座りください。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中島賢治君） 日程第10、議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

広域連合長（藤代孝七君） 議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案の13ページをご覧ください。

本案は、平成20年6月18日付、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議員の報酬に関する規定が整備されたことにより、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

議長（中島賢治君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はございません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はございません。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（中島賢治君） 起立全員。

よって、議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中島賢治君） 日程第11、議案第6号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

広域連合長（藤代孝七君） 議案第6号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案の15ページをご覧ください。

本案は、当初予算総額約20億5,000万円に2億400万円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ22億5,636万8,000円とするものです。

歳入に係る補正の主な理由は、前年度繰越金2億円の増及び臨時特例基金運用収入金400万円の増です。

歳出に係る補正の主な理由は、特別会計への共通経費としての繰り出しに2億円の増、基金運用収入である預金利子の積み立てに400万円を計上しています。

説明は以上でございます。

議長（中島賢治君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がございますので、発言を許します。

宮田かつみ議員。

3番（宮田かつみ君） それでは、議案第6号について、若干質疑をさせていただきたいと思います。

この6号の議案と、そしてこの後に出てきます7号の特別会計の議案につきましては、大変絡みがあると言いますか、共通したものがございます。ただ、今回は6号で、そしてまた7号で特別会計が出ておるものですから、別々に質疑をさせていただきたいと思っております。

今、連合長よりご説明がございましたように、臨時特例基金の利息が発生する、400万円。そして、繰越金の2億円が不用額として出ているから、これを補正する。要するに拠出していくという、特別会計へですね、拠出していくという非常に関連性がある。そして、この使用目的については、今回の変更に伴ったり、そしてまた、市町村の共通

のシステムを開発するというものの費用に充てていくんだということでございますけれども、この8月に執行する補正予算をここで予算化することについての理由と言いますか、根拠と言いますか、本年の2月に予算が一般会計と特別会計について上程をされて、これは可決されておりますから、その辺の理由はわかるんですけども、8月にされる理由を、とりあえずお答えをいただきたいと思います。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） 一般会計補正を8月に行う理由ということでございますが、今回の国の特別対策に応じまして、できるだけ早く広報の強化とか、もちろん若干の保険料の軽減等を実施していかなければいけないわけございまして、今回の補正予算というものをお願いしたわけでございますが、その中で、一般会計につきましの繰越金を繰り越しまして、それを特別会計のほうで活用する等の理由によりまして、この時点で一般会計についても補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員。

3番（宮田かつみ君） 今、あえて8月にやる理由を伺ったわけですけども、例えば5月ごろではどうなのでしょう、そういうことができるのでしょうか、そういうことをお尋ねしているわけです。よろしく願いいたします。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） 通常、年度が始まったばかりでございますので、5月の段階では、通常そのような補正は考えられないところでございますけれども。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員。

3番（宮田かつみ君） 基本的には、年度途中で、要するに前年度の繰越金を本年度に繰り入れる場合に手続きがあらうかと思うんですね。基本的には、前年度の、いわゆる平成19年度の会計につきましては、会計閉鎖ができない限り本年度に繰り入れるということ自体ができないはずなんです。人によっては、それが決算審査が終わってないからという議員も中にはいると思いますけれども、基本的には、前回の議会で承認をされたことについて、この議会ですね。改めて、歳入、歳出を確認をした上で承認をするこ

とになっていると思うんですけども、そういうことでよろしいのかどうかを確認をしているわけです、1点はですね。

それから、もう一つお尋ねをしたいと思うんですけども、使用目的なんですけれども、標準システムの開発委託を当然この中でしていくわけなんですけれども、今回大きく保険料を減額をしておりますね。そうすると、56市町村のシステムを統一した形でシステム改修をしていくわけでありましてけれども、いろいろな諸問題が今後発生したときに、またシステムを改修する場合に、この予算で間に合うのかどうかを含めてご答弁を願いたいと思います。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） 1点目のご質問ですけども、決算前に前年度の剰余金を繰り入れてよろしいのかということでございますが、これにつきましては、翌年度に繰り越される繰越金の範囲内で、一定のものにつきましては、決算認定の前に繰り越して使用することは、予算に組み込むことは可能だという形の解説も出ておりますので、このような形でやらせていただいたわけでございます。

それから、もう1点の、諸問題が出た場合に、この予算の中で賄えるのかというご質問かと思いますが、市町村という形で、端末設置のものは別途科目としてあるわけですが、それらも含めまして、今の時点でわかる数値によりまして補正の額を算出しておりますので、一応現時点で、この予算で賄えるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 宮田議員、3回ですので。

〔「いいでしょうよ、発言させてくださいよ」と呼ぶ者あり〕

3番（宮田かつみ君） いやいいです、いいです。

議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） 議案第6号について質疑をいたします。

結果的に、歳入で、前年度繰越金ということで2億円が歳入として計上される。この繰越金の2億円の前年度繰り越しの出た、発生場所、その原因は、なぜ2億円が不用額

として出たのか、その1点に絞って最初お伺いしたいと思います。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

総務課長。

総務課長（鶴沢広行君） 繰越金のご質問にお答えいたします。

19年度決算につきましては、今後決算審査等を受ける予定でございますため、まだ不確定でございますが、郵便物の大量発送による割引適用や、電算機器の賃貸借入札による契約差金などにより生じるものでございます。

1回目の答弁は以上でございます。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） 郵便局の郵便の割引の場合、例えば幾らの不用額が出たのか、電算の関係で幾ら出たのかと、これはもう既に昨年度の決算というのか、この段階ではもう明らかになっていると思うんですね。結局、その2億円が先ほど宮田議員も指摘されているように、今年度の一般会計から入ってそれを特別会計にぶち込んでいくと。特別会計には17億円の共通経費繰り出し分というのか、17億円あって、この2億円を投入して、いわゆる19億円になると。いわゆる剰余というのか、昨年不用額、昨年度の不用額2億円が妥当性のある形でそこに繰り出されるのかどうか、やっぱりそれは前年度の決算の不用額の発生場所、いわゆる款項、そういうものを明確にしていただかないとまずいんじゃないかと。当然、一般会計の補正で今議論するわけですが、これは補正というのは、例えば2月の議会で議会の審査の中で、やっぱり議会から、議員からいろいろ提案が出たわけです、あるいは意見が出て、当然20年度の予算執行上、あるいは補正予算を組む上で、そういう議員の、あるいは県民の願いにこたえた補正予算を組むべきであると。たまたまこんな形の補正予算しか出てこないわけですが、例えば保険料の不均一賦課の、匝瑳市もそうなんです、軽減措置、医療費が低いので不均一の賦課がされているわけですが、しかし、これは6年間という限定ですよ。これは当然長期にわたって続くわけですから、やっぱり期間延長の試算をすとか、あるいは不均一賦課の拡大とか、それを当然、それにはやっぱり予算が伴うし、あるいは、広域連合議会の専任の職員の配置というものを強くこの議会で提案があるし要望されたわけで。そういう問題でも予算措置がされない。補正予算が組まれない。あるいは「議会だより」を発行したほうがいいんじゃないのと、広域連合として。そういう提案もあったわけです。そういう補正の実施もない。あるいは、場所は幾らでもあると、ホテルでやる必要はな

いと、無駄づかいをやる必要はないということで、今回、ここは会場借上料幾らかかっているか私もよくわかりませんが、この前2月議会やったところは1回借りて21万何がしと、やっぱりこれはその他の施設で賄うべきだと、そういうと会場借上料の160万円の減額補正があつてしかるべきである。しかしそれはない。それから「広域連合だより」、昨年3回発行しています。もう何カ月ですか、4、5、6、7、8、4カ月も5カ月も過ぎて、ことし広報を徹底すると言いながら、「広域連合だより」、出したんですか。私、見てないんですが。そうすると周知徹底という点で、今年は今のところゼロですよ。そうすると、広報の予算も減額補正しなければならないという、こういう現象が生れてくるのではないのでしょうか。その点いかがでしょうか。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

総務課長。

総務課長（鵜沢広行君） ただいまの広報の予算を減額すべきではないかというご質問についてお答えいたします。

「広域連合だより」につきましては、当初の予定から10月、2月の議会終了後に発行する予定でございまして、その予定は現在も変わっておりませんので、特に広報のための予算を減額するという考えはございません。

以上です。

33番（大木傳一郎君） 質問を幾つもしているでしょうよ。

議長（中島賢治君） 答弁漏れはないですか。

〔「聞いてない」と呼ぶ者あり〕

33番（大木傳一郎君） 聞いてない。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員、3回目をお願いいたします。

33番（大木傳一郎君） 今、二度目の質問のときに幾つかの質問には答えていただけないんですが、答えないんですか。いわゆる答弁漏れですよ。

さらに、時間もないので質問しますけれども、2月議会での提案とか意見とかのこの具体化、補正上、こういう考えはこれからもうないということですか、そうすると。

それから、今後の補正の見通しはいかがでしょう。特に、私は、先ほども言ったように、会場費の減額補正とか、2月の議会で幾つか出たのはやっぱり補正予算と絡むわけです。そういうものの考え方というのは、現段階でどう考えているか。それを答弁していただかないとまずいんじゃないですか。

特に、私は指摘したいのは、資料を、今回の臨時議会でも出てこないわけですよ。2月の私の質問でも資料を7つほど要望したわけですね。いまだにほとんど出てないんですよ。こんなこと普通の市町村議会ではありませんよ。議会の徹底した審査を深める上で、さまざまな資料の提出が本来なら義務づけられているんじゃないですか。ただ議案をぼんと出せばいいという問題ではないと思うんですよ。それで、2月の議会で請求した資料はいまだに大多数が出てこない。そして今日、いろいろ聞いてみると、システム上集計ができないとか、把握できないとか、これでは、この犠牲というのか、各市町村ごとのいろいろな軽減額さえはっきり出てこない。データが出てこないで仕事できますか。これずさんな予算執行になる。これは県民にとっては疑義が生じるわけですよ。これやはり議会から請求された諸資料については、ともかく専任の議会事務局長を置いて、専門に議会の願いを、要望をやっぱり聞くというスタイルをとっていかないからこうなっちゃうわけだ。議会事務局長が執行部の仕事を兼任するなんかていうのは、まあいなか議会ではあることは確か私も聞いていますよ。ほとんどないでしょう、今どき。ぜひそういう点で、きちんとした答弁が議会で議論ができるようにお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） 何点かご質問があったと思いますがけれども、先ほど来システム上集計できないという形になっておるわけですが、これは先ほどのご答弁でも触れましたように、国がこのシステムをつくり、それで、統計システムとか、さらに改善のシステムは国が出してくるわけでございますので、当広域連合としまして、独自の予算を組んで、それを例えばおおもとの電算システムは構いませんですが、独自のシステムをつくるということになりますと、国がやるべきものをお金を出して肩代わりという形になってしまいますので、それらにつきましては、今後、国に、そういう統計的なシステムのプログラム修正というものを早目に出すように、それはどんどん要求していきたいというふうに考えております。

2月議会で要求された資料につきましては、先般、こちらから大木議員初め全議員さんのほうに現状でお知らせできるものについて既にお知らせしているところであります。

それから、また議会事務局の専任の局長という話でございますが、基本的に定例会年2回という形になっておりまして、そのための専任の職員を雇うという形では、非常に

それは行政の経費の問題、効率性の問題から言えば、問題があるのではないかというふうに考えております。

「議会だより」につきましても、2月議会でお話しがあったように私も認識しておりますが、これも「連合だより」の中で、議会の活動のご紹介をするという形をとっておりますので、専門のものを「議会だより」だけで発行する、それを50万世帯に発行するかと言ったら、その郵送料だけでも大変な話でございますから、今の連合の状況では、全体としての「連合だより」の中で対応していくのがよろしいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 以上で、大木傳一郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） これをもって質疑を終わりにいたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、通告順に発言を許します。

萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） 46番、芝山町の萩原でございます。

それでは、議案第6号 一般会計補正予算第1号について、反対の立場から討論を行います。

今回の補正は、繰越金、そしてまた財産収入を財源として2億400万円、これを追加補正するという提案でございますけれども、今もご指摘がありましたように、繰越金がどのような項目から発生しているのかと、これも明らかになっておりません。また、この2億円が7号の歳出予算に充当するというので、そのために私はやりくりしてこの繰越金をつくったのではないかと、こういう推測をいたすわけですけれども、いずれにしましても、よく私、町議会で、一般会計から特別会計に繰り出して、それで納税者の税負担の軽減、あるいはその施策に講じたらどうだと、こういう提案をたびたびやるわけですけれども、執行部からは、いわば会計の独立の原則、これから言ってそれは無理だと、できないと、こういう答弁が繰り返されるわけですけれども、そういう会計が処理上正しいとすれば、やはり今回の提案であります2億400万円については、一般会計の中でやはり会計処理していくと、これがいわば会計上の処理の方法じゃないかという

点をまず指摘をさせていただきます。

それから、先ほども質疑の中にもありましたように、この一般会計から2億円を特別会計に繰り出して、そして、これを総務管理費の財源に充当していくと、こういうことであるわけですね。ご案内のように、今回のいわば軽減策、これは国民の批判の上に立って政府が講じた施策であると思うんです。とすれば、それに伴う歳出予算、これはすべて国が保障すると、責任を持つと、これが当たり前のことではないかと思うんですね。7号にもありますけれども、この減額特例によって、今もお話がありましたように、システムのプログラムの変更等々については、国は2億2,000万円しか、言いかえれば半分しか出してないですね。

私は、そういうことで、今回の議案第6号 一般会計補正予算第1号については、反対の立場を表明し討論とさせていただきます。

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員の討論を終わります。

引き続き討論を続けます。

大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） 議案第6号について反対討論をいたします。

賛成討論はないんですか。連続して反対討論では恐縮してしまうんですけれども……

〔「いいじゃないかじゃんじゃんやってや」と呼ぶ者あり〕

33番（大木傳一郎君） 遠慮しないでじゃやります。

反対理由の第1は、やっぱり2億円の発生歳出項目とか不用額の出た原因が私質疑したんですが、どうもはっきりしない。やっぱりこの段階ではっきりしておるわけですから、その辺もっと明確に答弁いただきたかったということです。

それから、第2点として、やっぱり千葉県の後期高齢者広域連合にとっては、さまざまな諸問題を抱えているわけです。例えば、保険料の全県均等ではなくて不均一賦課をしているわけです。いわゆる都市部は医療費が高い、我々匝瑳市のようなところは医療費が非常に低い、そういう不均一賦課をやっていると。こういうところが、それとほとんど接近しているところは軽減措置がない。それから、市町村の共通経費による計算根拠として均等割が10%、これも巨大な都市部と小さな弱小な村、町では、負担感が違うわけですよ。これも大いに改善の余地があるわけです。こういうものを補正予算の中で、そういう検討チームというのか、こういうものをつくったりして、補正予算上も改革をしていくという、そういう状況が見られていないと。

さらに、私は、この広域連合の業務というのか仕事を正しく推進していくには、やっぱり議会としての権能をより高めないと、いわゆるチェック機能を高めないと、独断先行というのか、聞いても答えないと、そういうあってはならないような現象がこれから出てくるのではないかというふうに危惧するわけです。そういう意味で、年2回しか議会をやらないから議会の専任職員は置かないんだと、これはとんでもない話ですよ。この議会開会にここで答弁いろいろ実務をやるというだけが議会事務局職員の仕事ではないわけですから。例えば、要求された資料の収集、「議会だより」の発行のための準備、あるいは全国的な広域議会の状況の調査、いかにこの議会を活性化するためにいかにどうするかという、これを議会の専任の職員が方向性を出して、議員と相談し、そういう方向で改革するのが議会の専任職員の果たす役割じゃないですか。年に2回しか議会やらないから無駄だというようなふうにも聞こえるような答弁だったわけですが、これはちょっとお粗末な答弁ではないんですか。

それから、議会開会の会場借り上げ、これ私、今日幾らかかっているのかよくわかりませんが、ともかく経費節減ということで、ホテルの使用はやめると、千葉市や千葉県の施設、こういうものを大いに利用して、ともかく負担をかけないという、保険料にはね返らせないという、こういう小さなことだけでも、それが万事になるわけですから、ぜひこの点は大いに切り詰めて減額補正をすべき。だからそれをやらないというのは、そのつもりがないというふうにも解釈できるわけです。

以上、等々の理由により討論を終わらせていただきます。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員の討論を終わります。

引き続き討論を続けます。

宮田かつみ議員。

〔「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 大木議員。

33番（大木傳一郎君） 通常討論の順序というのは、反対討論があったら賛成討論をし、賛成討論をやって、これ何か反対が……先ほど私言ったでしょう。

議長（中島賢治君） 通告順をお願いしてありますので。

33番（大木傳一郎君） だから通告順でそういうふうになるんですよ。

〔「議長が決めたんで、それでいいじゃないか」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 通告順でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） はい。

33番（大木傳一郎君） 会議規則にそうなっているんですよ。会議規則になって。議長は何をやってもいいということではないですから。

議長（中島賢治君） 限られた時間ですので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

33番（大木傳一郎君） みっともないよ、こんなことやったら。

議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員。

3番（宮田かつみ君） それでは、議案第6号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号を、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

先ほど、前任者のほうで、反対の討論をされた大木議員、そして萩原議員、私は、自由民主党の地方議員でありますけれども、今回、国民から大変強い要望でいただきましたこの医療制度を提案させていただいたことに対して、共産党の皆さんまで賛成をいただいていることに対してこの場をお借りして厚く感謝を申し上げる次第でございます。

〔「自民党がやったんじゃないんだよ、これは国民の声なんだよ」と呼ぶ者あり〕

3番（宮田かつみ君） まあそういうことで、6号については、まず広域連合は一般会計と特別会計が条例で設置をされているということでございます。そして、本日の臨時会では、地方自治法の102条の5に規定されておりますように、臨時会、そして緊急を要する事件として付議されていることをこの6号議案でも審議をされたわけであります。

そして、議案6号につきましては、主に事務経費にかかるものといえる一般会計についての補正予算案であります。その内容は、歳出の社会福祉費の増額補正を行い、その財源として、歳入の繰越金に平成19年度一般会計の余剰金をもって充てる補正予算であります。その理由は、特別会計で行うシステム関連事業費の財源として資金を繰り出すものと理解をしているわけであります。特別会計の補正予算案につきましては、この次審議される議案7号において上程されておりますけれども、6号と密接に関連しているもので、少し触れさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、システム関連事業ですけれども、この事業の内容の大方が電算処理システム開発の委託であると理解をしているわけでありますけれども、本

医療制度が本年度からスタートしたわけですが、保険料の年金からの天引きの制度の一部をピックアップし、やや偏った形ではというようなマスコミ等の報道がありました。先ほど大木議員からもご意見がございましたけれども、当初は市町村、そして、広域連合双方へ問い合わせが殺到したわけです。先ほど私も質疑の中で申し上げましたけれども、市川市何かでは、ほかの電話がつながらないほど問い合わせをいただいているわけでありまして。そういう中、政府・与党が中心になって広く国民の意見を聞き、低所得者の方々を中心に保険料の負担を軽減と施策を行ってきたという背景がこの条例の中にもございます。そして、今回の補正案は、そのような政策を実施し、具体化する中で生じた経費と考えているわけでありまして。後期高齢者医療制度の自体は、老人保健医療制度が今まで実施されているわけですけれども、それが無料で行われていたものが要するに国民全体が等しく支え合うということから、引き続きこの制度とはいえ、まだまだ始まったばかりでありますけれども、今年の4月から始まって、この改革案が出たわけでありまして。

ちょっと医療費と、それから国民の寿命についてちょっとお話しをさせていただきたいと思うんですけれども、欧米諸国の30カ国を中心に加盟していますOECD、経済協力開発機構の調査によりますと、2006年度、日本の平均寿命は82.4歳だそうであります。これは、世界一の長寿国ということで、1984年以来20年間続いているそうであります。そうして、GDP比で医療費を見たときに、米国はGDP比1,531兆円余でありますけれども、その15%が医療費に充てられているそうであります。そして日本はその3分の1弱でありますけれども8%が、私も何かのときにこの議会で申し上げたと思っておりますけれども、今、国民の医療費が33兆円、そして、75歳以上の老人医療費がその約3分の1の11兆円なんです。そして、世界各国と比べても、日本の医療費は相当低いわけです。そして、低い中で世界長寿国と、世界一長寿国だという中では、こういう言い方をしちゃうんですけれども、費用対効果と言っては大変失礼な話なんです、かかる費用と、そして国民一人一人の長寿を考えたときに、先進国の中では世界一だということも言えるわけでありまして。そして、私がそこで言いたいのは、それでいいんだということじゃなくて、今国民がいろいろ医療費、医療制度について申し上げているのは、私なりに解釈をしますと、そういう中で、医療費が今まで老人医療費として無料だったものが負担をする。そして、いろいろな難しい制度、国民健康保険もそうですけれども、難しい制度を国は選んで今しているわけです。一人一人の対応にしようとしているわけです。そ

ここに問題があって、例えば、イギリスなんかでは8割の国費で2割の保険料で賄っているような形であります。

そういうことを申し上げる中で、今後、後期高齢者の医療制度については2年ごとの見直しをしていくわけで、今回この一つでありますけれども、今後2年間ごとの見直しを検討する利用者の声、そして他県との比較、そして外国との比較なんかもする必要はあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、広域連合の議員も日夜努力していく必要がある。そして、今後は、国、そして広域連合の理事者、そして皆さん方の手によって改善等も一層の努力を、広域連合の事務局にはお願いをするわけであります。

以上のことから、今回の補正につきましては、現時点において、政策実現のため必要な予算でありますので、約50万人の保険加入者に要する千葉県後期高齢者広域連合の計画的な、そしてまた効率的な運営に、引き続き藤代連合長を初め皆さんの活躍、そして、ご努力を期待を申し上げて、賛成討論とさせていただきたいと思っております。

御清聴ありがとうございました。

議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員の討論を終わります。

以上で通告による討論を終わります。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（中島賢治君） 起立多数。

よって、議案第6号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中島賢治君） 日程第12、議案第7号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第1号を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

広域連合長（藤代孝七君） 議案第7号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第1号について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案の22ページをご覧ください。

本案は、当初予算総額3,362億円に5億2,000万円を増額し、予算総額を歳入歳出3,367億2,659万6,000円とするものです。

歳入にかかる補正の主な理由は、先ほどご説明した政府・与党による高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等による保険料等負担金10億5,200万円の減、同じく軽減対策に充てるための特別調整交付金13億7,200万円及びその他一般会計繰入金2億円の増です。

歳出にかかる補正の主な理由は、電算処理システム開発業務委託や軽減対策に伴う市町村増設端末分回線等敷設委託料2億1,000万円の増、標準システム用市町村端末増設費1億4,000万円、特別措置周知に係る郵便料3,820万7,000円の増、特別措置周知用リーフレットの作成に223万5,000円、市町村が実施する長寿・健康増進事業に係る補助金として1億円及び市町村が実施する特別措置周知費用に係る負担金2,955万8,000円を計上しています。

説明は以上でございます。

議長（中島賢治君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がございますので、通告順により順次発言を許します。

宮田かつみ議員。

3番（宮田かつみ君） 先ほどの6号でもこの話、7号に関連したことで伺っておりますので、手短かに伺いたいと思います。

議案7号につきましては、特別会計の補正予算ということで、先ほどの6号と非常に関連している中身であります。先ほどもちょっと伺いましたけれども、千葉県の広域連合から、あるいは事務局から緊急要望も含めて、要望した内容が、全体的には余り反映

されてないというようなご答弁でしたけれども、内容について一部は反映されているというふうに思っておりますので、その辺についてご答弁を、広域連合長、あるいは局長からお答えをいただきたい、かように思っております。よろしくお願いいたします。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

広域連合長。

広域連合長（藤代孝七君） 昨年9月の緊急要望は、今般の政府・与党決定及びこの補正予算案に反映されたのかとのご質問でございますが、昨年9月の緊急要望に加えまして、本年6月3日にも同じ1都3県の連合長名で共同して厚生労働大臣に対し保健事業への財政支援、制度の周知、国庫負担金の速やかな交付などの緊急要望を行ったところでもございます。これらの緊急要望は、政府・与党が、本年6月12日に決定した7項目の特別対策にも一部反映されたものと考えております。今後とも、適時、適切な要望をしてみたいと考えております。

議長（中島賢治君） 局長。

事務局長（宇佐美 誠君） 具体的には、広報強化のための費用とか、きめ細やかな相談に不可欠な市町村窓口増設のための費用など、今回の特別会計の補正予算のほうに反映させておるものでございます。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員。

3番（宮田かつみ君） それでは、ご答弁をいただきましたので、2点、再質疑をさせていただきますと思います。

まず1点は、今回の特別会計の補正の中で、本年4月から導入をされたときに、利用者から、あるいはそれにかかわる、広域連合というよりも市川市の議員の中からも、いろいろ要望が出ておりました。

といたしますのは、周知をなかなか徹底ができない。広いからしょうがないとは思いますが、ただ、被保険者からしてみれば、お年を召した方ですから、通常の資料をぼんと渡したり、手紙をぼんと渡して全部理解ができるという形ではないんだと思うんです。ただ、今回は、いろいろ変更の内容、要するに減額とか、いろいろな保険料の内容について、いろいろ広報で周知をされていこうとするんだと思いますけれども、問題なのは、こちらからこういうふうにやりますよ、やりましたよというよりも、相手がいかに理解をされるか、ただでさえなかなかわかりづらい制度でありますから、それを活字だけで

理解をしろったってなかなか難しい部分がある。そういう意味で、広報と、あるいは相談ですね、電話での相談が非常に多くなろうかと思えますけれども、きめ細かく、相手が理解をされているかどうかをよく見きわめる中で、相談をよろしく願いをしたいわけですけれども、そういうことについて、この予算の中でどう対応されるかお伺いをいたします。

それから、もう一つは、この特別会計も含めて、私は、この改正案について、逆に当初私が申し上げた、この制度自体が後期高齢者の医療制度の持続維持を国は訴えていたわけですよね。ですけれども、今回、先ほどの議案の中でも、いろいろ質疑もされたり、答弁もされている中で、非常に予算的に国全体からすれば大変な金額になってくる。そして、傾向は、これはアメリカだかどこかの学者が言っているんですけれども、資本主義社会、自由主義諸国の中の資本主義論者が 私なんかもどっちかというところなんですけれども、そういう傾向よりも、どうしても全体が平等にということから、共産主義的な考え方になってくるわけですね。先ほど言ったイギリスなんか8割は税金で医療費を賄っているということになる。そうすると、我が国も、そういうふうにだんだんなってくる可能性があるわけですけれども、その場合の、持続なんかを、どう局長は考えられているのか、このことを含めて、この議案7号の今回の特別会計の補正案も含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

1点目の、広報関係、それから、またきめ細かい相談の実施、その辺が予算の中でどのように反映されているのかということでございます。

これにつきましては、各種特別措置の周知用のリーフレットとか、市町村のほうからもまた広報をやっていただきますので、そのための郵送料のご負担とか、そういうようなものを含めまして、広報分で7,000万円の予算を確保しておるところでございます。

また、きめ細やかな相談のための体制の整備ということもございますが、これは市町村の窓口でお待たせしないで、いろいろご相談に応ずる、きめ細かく対応していくためには、やはり、後期高齢者電算システムの市町村端末の増設というものが必要になるわけでございますので、その増設のための費用1億3,000万円余を盛り込むなど、そういうような形で、今回の特別会計補正予算に反映させておるところでございます。

次に、2点目の、今回の措置が持続可能性と言いますか、制度の持続可能性を、今後どういうふうに関連し、その辺をどう考えるのかというご質問のご趣旨かと思えますけれども、2年ごとに保険料を算定するための、そのための収入と経費を算定いたしまして、その差し引き分について保険料でお願いしていくわけですが、できる限り財政見通しを立てながら、当初の計画どおり今年度、来年度とございますけれども、そのとおりに行くような形で、再来年以降に次の計画に影響を及ぼさないような形で、的確な運営に努めて、そういうような中で、将来的にもこの制度を維持可能なものに確立していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員。

3番（宮田かつみ君） どうもありがとうございました。

終わります。

議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員の質疑を終わります。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

引き続き質疑を続けます。

萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） 46番、芝山町の萩原でございます。

議案第7号 平成20年度特別会計補正予算第1号について質問をいたします。

今、議長からもお話ございましたように、大分時間も経過をしまいいってあるわけでございます、端的にお伺いをさせていただきます。

歳出項目の、市町村が実施する健康増進事業にかかる補助金についてでございます。

ご承知のように、08年度から、今年度ですね。今年度から、医療費追加法に基づいて、医療保険者に特定健康診査、それから、また特定保健指導の義務づけがありました。私どもの芝山町で調べてみましたところ、75歳以上の方々に、今申し上げた、特定健診を受けずに人間ドックで検査を受けられている方がございます。とすると、この人間ドックで検査を受けられている方々もこの補助対象になるのかどうか、その点をお聞きをいたします。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えします。

このたびの政府・与党決定におきまして、広域連合や市町村の創意工夫による健康増進への取り組みを促進するということになっておりますが、これを受けまして、高齢者の健康づくりのために積極的に取り組む事業に対して、国の、平成20年度の特別調整交付金が交付される形になったわけでございます。千葉県の場合は1億円を予定しておりますところでございますが、これを交付対象といたしましては、国から示されましたQ & Aがあるわけでございますが、交付基準に関するQ & Aの中で、人間ドックや各種健診事業は特別調整交付金の対象となるというふうにされたところでございます。全体として1億円でございますので、財源的には、非常に県内に振り分ければ少額なわけでございますが、この辺を踏まえまして、人間ドック助成事業も含めまして、今後、補助基準などを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） 46番。それでは2番目の質問でありますけれども、今の答弁では、人間ドックも補助対象になるという答弁であったと思うんです。いずれ、1億円という限られた予算であります。そういう中で、やはり補助基準がきちんと整備されているかどうか、予算はとにかくとして。これは当然やはり調整をしていくわけですから、それに基づく基準というか、これを整備していかなければならないと思うんですけれども、それはできているかどうかお聞きをいたします。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） お答えします。

まだできておりません。今後、市町村の皆様のご意見などを聞きながらつくってまいりたいというふうに考えております。

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） まだ整備ができてないということでございます。

先般来、ちょっと町役場の担当ともお話しをいたしたわけですが、その中で、補助はありがたいと、しかし、どういう基準に基づいて補助がなされるのか、それを知りたいという担当の職員のお話でありました。早急に、整備をし、そして、関係市町村に、当然やはりその内容について説明していただきたいと思っております。

せっかく国がこういう特定健診を含めて義務づけたわけですから、いずれにしろ今の

お話しでは、調整交付金の中で1億円ということであります。これでは、まさしくすずめの涙かなという感じもいたすわけです。今後、連合として、この増額についての国への要望ができないのかどうか、この辺をお聞きいたします。

議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） 確かに、先ほど私からも申し上げましたように、県内56市町村に配分すれば少額になってまいります。ただ、これも国からせつかく1億円という交付金の枠が示されたわけでございますので、私どもとしてはこれをできるだけ活用しまして、工夫もしていただいて、それで健康増進に生かしていきたいというふうを考えておりますので、特別さらに増額を国に要望するということは、現時点では考えておらないところでございます。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） 議案第7号について若干質疑をいたします。

1つは、今回の特例で、保険料等の負担金がマイナス10億5,200万円、この総件数、保険料の負担金の総件数及び市町村別件数、軽減額、これは幾らですか。システム上で集計把握できないということですか。

第2点として、保険料負担がスタートして保険料の負担が開始される。それから保険証が交付をされる。連合や各市町村への問い合わせ、先ほど宮田議員もおっしゃいましたけれども、市役所に苦情、問い合わせが殺到して大混乱。苦情などの件数は、連合に対してはどの程度あったのか、各市町村ごとの苦情問い合わせの実態の状況はどうか。藤代連合長や1都3県の緊急要望の中にも、先ほどもちょっと触れましたが、その中の文章に「制度開始直後から保険料上昇に対する不満や制度への不信感など住民からの殺到する問い合わせ、混乱が見られることから」という国に対して緊急要望の中の、そういう文脈があるわけですが、そういう意味でも、やっぱり連合、あるいは各市町村への問い合わせの総件数、各市町村ごとの件数は把握されているかどうか。官の声として当然それはきっちりと把握する必要があると。匝瑳市でも、私は関係課長にお願いをして、発足前からそのデータの集約を要請して、今のところ、匝瑳は4万2,000の小さな市で

すけれども、今まで、約800件近くの問い合わせ等があったという報告を受けています。

次に、特別調整交付金13億7,200万円の内訳、先ほど10億云々というのと、そうすると3億2,000万円の差額があるわけです。この差額は何なのか。

次に、今回の改善策に年金からの天引きから口座振替も可能になるわけです。一方、天引きは税控除できない、口座振替は控除できる。納税の不公平、公平性から、控除できない年金天引きは廃止すべきということを国に要求すべきではないか、このように考えるものですがいかがでしょうか。そのつもりはあるかどうか。要請するつもりはあるかどうか。

次に、委託料2億8,000万円、システム開発業務委託、それから端末施設委託、この予定額内容と入札の内容、業者選定等について、どう実施の予定なのか、ご報告をいただきたい。

それから、備品購入費1億4,700万円、システム端末費増設費用の内容、これについて内容をご報告をいただきたい。郵便料約4,600万円、特別措置の周知のために活用すると、この便数、試算根拠、これを明らかにしていただきたいと思います。

最後に、先ほども萩原議員からも指摘された補助金、健康診査ですね。1億円が皆増になるわけです。これは補助基準はこれからだという答弁がありました。ドック助成も対象になるという話がありました。しかし、全国的にはドックへの助成というのは8割近く減ってしまっているという集計もあります。市町村別の補助金額はどの程度なんですか、これは。1億円と言ったら、これは割りようがないほど少額ですよ。ましてや、この増額要求を国には考えてないと、これどういうことなんです。1億円全県56市町村にばらまいたって、どんなに工夫しようが、活用しようが、相当無茶、無理なことになりはしないですか。けたが違うんですよ。10とか100億というなら話はわかる、1億ってというのは我が弱小市町村、私らの田舎で、年間120億円ぐらいの予算ですけれども、1億円っていったら今のこの世の中ではもうかなり行政の予算としては低過ぎますよ、これは。やっぱり、これは萩原さんと同じように、国、関係機関に、舛添大臣も続投でやる気満々なのかもしれませんから、どんどん要求すべきものをどんどん要求したほうがいいんじゃないですか。これではへのかっぱって、何て言うんですか、こういうのを、力にならないですよ。いかがでしょうか。

議長（中島賢治君） 宮田議員。

3番（宮田かつみ君） すみません。大木議員の質疑中なんです。先ほど大木議員の

発言の中で私の名前を言われて、問い合わせをされる中で、問い合わせと、それから苦情の問い合わせという言い方を私が言われたというふうに大木議員の発言の中にありましたが、私は、市川市の担当局に対して、市民から問い合わせが殺到したということは言うておりますけれども、苦情が殺到したという言葉は申し上げておりませんので、議長におかれては、発言の趣旨、その他を確認をしていただいて、できれば大木議員のほうから訂正をしていただけるようお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（中島賢治君） ただいまの宮田議員の発言につきましては、議事録を精査しまして……

〔「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） しかるべき機関において処理させていただきたいと思います。

よろしいですか。

3番（宮田かつみ君） はい。

議長（中島賢治君） それでは答弁願います。

資格保険料課長。

資格保険料課長（関根政男君） 私からは、議案第7号のご質問のうち1点目、4点目、5点目及び6点目のご質問についてお答えいたします。

1点目の保険料等負担金の総件数、市町村別件数、軽減額は幾らかとのご質問でございますが、均等割額8.5割軽減対象者数は約14万1,000人、所得割50%減額対象者数は約2万2,000人と見込んでおります。

市町村別件数、軽減額でございますが、先ほどからご答弁申し上げますように、電算システムにおいて対応してないことから把握できない状況でございます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

次に、4点目の、年金天引きは廃止すべきじゃないかのご質問ですが、特別徴収には被保険者にとって便利であること、保険料を確実に納めてもらえること、保険料徴収のコストが省けることといったようなメリットもございますもので、また今般の改善策によって、これを希望しない方には申し出により普通徴収に変更することも可能となっております。必ずしも特別徴収を廃止する必要はないものと考えております。

続いて、5点目、委託料についてのご質問でございます。

内訳の主なものは、プログラム改修・開発業務委託料として2億円、端末増設分回線

等敷設委託料1,000万円でございます。それぞれの入札及び業者選定は、法令等に沿って適切に執行してまいります。

6点目ですが、備品購入費についてのご質問でございます。

システム端末等増設費でございますが、国からまだ補助単価が示されておられません、一般的に見込まれる費用などをもとに1台当たり単価70万円と想定し、これに県内市町村における必要見込み台数200台を乗じて算出しております。

以上でございます。

議長（中島賢治君） 総務課長。

総務課長（鵜沢広行君） 私からは、ご質問のありました4点についてお答えさせていただきます。

まず、保険料負担の開始等による広域連合や市町村への問い合わせ、苦情のご質問でございますが、4月から4月30日までの受け付け分の概数になりますが、市町村受け付け分が7万7,000件、広域連合で受け付けたものが2,100件となっております。

広域連合で受け付けたものの主なものでは、保険料の通知の見方がよくわからないというものが610件、それから保険料はどのように計算したのかというものが240件、保険料が高いというものが200件、保険証がまだ届かないといったようなものが120件というふうになっております。

次に、特別調整交付金の内訳と保険料等負担金との差額の内訳についてのご質問でございますが、初めに特別調整交付金13億7,200万円の内訳でございますが、特別対策による保険料軽減の実施に係る10億5,200万円及び軽減対策事業等に対する交付金の3億2,000万円となっております。そして、その3億2,000万円の内訳でございますが、特別対策に係る広報の実施といたしまして7,000万円、きめ細やかな相談のための体制の整備に係る標準システム用市町村端末増設費用ということで1億5,000万円、市町村による長寿・健康増進事業の実施に係る補助金といたしまして1億円となっております。

次に、郵便料特別措置周知の便数のための試算の根拠についてのご質問でございますが、郵便料の積算根拠でございますが、特別対策に関するお知らせ通知等といたしまして約50万件分ということで約3,800万円を見込んでおります。そして、リーフレット等の宅配便代といたしまして、2回分ということで約26万円などを見込んでおります。

最後に、印刷製本費でございますが、こちら特別措置周知リーフレットの作成部数と印刷業者の選定についてのご質問でございますが、リーフレット、こちら市町村の窓口

用ということでございますが、約22万部の作成を予定しております。それから「広域連合だより」、こちらは号外になりますが、約60万部を作成を予定しております。なお、業者選定につきましては、法令等に沿って適切に選定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中島賢治君） 給付管理課長。

給付管理課長（須田守彦君） それでは、私のほうから補助金につきまして、ご質問のありましたことにつきましてお答え申し上げます。

補助金につきまして、1億円は低過ぎるということで、国の関係機関等に要求したほうがというふうなご質問というか、ご意見だったんですけれども、それにつきましては、局長のほうからお答えしましたように、現時点ではできるだけ、本当に活用し、工夫していきたいというふうな形で、まず、国のこれからの詳細な補助金に関する内容、それを踏まえた上で、各市町村のご意見をお聞きした上で、今後、補助基準等を検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） 先ほどの私の質疑に対して、宮田議員から苦情というのはなかったんだというような発言がありました。問い合わせだけではないと私は認識しましたので、後で市川市の方々からも、私のほうでもちょっと調べてはみますけれども、苦情はあったことは当然だと思うんですね。まあいいです、これは。

再質疑したいと思うんですが、結果的には、保険料等の軽減、約10億5,200万円、市町村別の件数とか、軽減額はわからないと、これいつわかるんですか。これどんぶり勘定ではないでしょう。いつわかる、早急にわかるんでしょう、それを明確にさせていただきたい。こんなめちゃくちゃな10億5,200万円が市町村別にわからないというのは、これはどう考えても、この軽減策が、やっぱり疑問に感ずるわけです。

それから、全体で7万7,000件の問い合わせ、苦情があったというご報告、全市町村で。これ市町村別のデータがありましたらここにおられる全議員に、これはやっぱり関心事ですから、議員としても、配布をお願いしたいと思うんですが、その点ご答弁をいただきたいと、このように思います。

それから、年金天引きは、今回廃止するということが、今回最大のやっぱり国民の怒

りになっているわけです。あと75歳で区分すると、高齢者はみな同じです。人間はみな平等です。それを75歳で区切るという、これに大きな怒りを感じているわけです。ましてや年金からの天引き、いわゆる目的外使用じゃないですか。

時間がないので、次に、補助金の1億円です。この国への要請を考えてないというのは2月の議会とそっくりです。これ、関東関係の広域連合長から一緒にやりましょうよと、これは余りにもひどすぎると、国にもっと補助金の増額を求めましょうよというときにも、今度は一緒にやらないということですか。そういう方向が必ず絶対出てきますよ。やっぱり国にどんどん言うべき姿、姿勢を基本姿勢としてとるべきではないんですか。工夫しようがないですよ、これ先ほども言いましたけれども、1億円では。匝瑳市に幾らか、これ市町村別の補助金額は幾らなんですか。これは大体データは出ているわけでしょう。

それと、人間ドックには出ると言っただって、1億円では割りようがないでしょう。各市町村ごとによっては拡大、横出しというのか、充実した健診をやっているところがあるわけですよ。

議長（中島賢治君） 大木議員、時間がまいりましたので。

33番（大木傳一郎君） ああそうですか。

議長（中島賢治君） 終わりにしてください。

33番（大木傳一郎君） これにはどう対応するんですか。相当努力をしていかないとまずいと思いますよ。

議長（中島賢治君） 大木議員、終わりです。

答弁をお願いいたします。

資格保険料課長（関根政男君） 市町村別軽減額等、これがわからないということで、いつになればわかるかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、国から標準システムの修正版、統計等のシステムが出ることになっておりますが、時期については未定でございます。

それから、特別徴収から普通徴収への振りかえ等の関係でございますけれども、これの所得税、住民税の控除の取り扱いにつきましては、国税担当部局のほうに委ねていくべきであると考えております。

議長（中島賢治君） 総務課長。

総務課長（鵜沢広行君） 先ほど、市町村相談問い合わせ件数のトータルが7万7,000

ということで内訳のデータがあるかというご質問でございますが、それにつきましては、資料がございますので、後ほどお出しさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（中島賢治君） 給付管理課長。

給付管理課長（須田守彦君） 今のご質問についてなんですけれども、やはり今の時点では、国の今後の詳細な内容を把握した上で、市町村のご意見をお聞きして、補助の基準等を検討してまいりたいと、先ほどの質問のご回答と同じような内容になってしまうんですけれども、現時点では、そういうふうな内容しかお答えできないのをご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員の質疑を終わります。

ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、通告順により発言を許します。

萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） 46番、芝山町の萩原でございます。

議案第7号 平成20年度特別会計補正予算第1号について、賛成の立場から討論を行います。

先ほど、3番議員の発言の中で、共産党の議員も条例改正に賛成したと、ありがとうございますと、こういう確か発言があったかと思うんですけれども、私は、自民党や公明党の政府・与党の施策に対して賛成をいたしたのではありません。あくまでも、主人公は600万県民であり、またその被保険者であります。その方々の負担が一部軽減をされる。そういう提案については、やっぱり賛成をしていく、これこそが責任ある議員としての立場じゃないかということを前置きをして、賛成の討論を行います。意見を述べさせていただきます。

今回の補正の中身については、既にご説明ございましたように、歳入の保険料負担金、これを減額特例によって10億5,200万円、これは減少でございます。その肩がわり、穴

埋め、言葉は適当でないかと思うんですけれども、それについて国からの調整交付金として13億7,200万円、そしてまた、議案6号ですか、ありました一般会計からの繰り入れ2億円と合わせて、歳入の合計は5億2,000万円、これを補正をするということでございます。

一方、歳出については、減額特例による電算処理システムのプログラムの変更のための委託料、あるいはまた市町村の端末、この増設のための費用であります。これについては、もう既に議案6号でも私指摘を申し上げたわけですけれども、本来、国の制度によってこういう歳出予算があるわけですから、これはすべて2億2,000万円だけでなく、すべて国が財源の措置を講じると、これは当然のことであろうと思うんですね。これについては、私、引き続いて国のほうに要望をすべきじゃないかという点を指摘いたします。

いずれ、今回の補正については、繰り返しますけれども、600万県民の願いの一部にこたえる、そういう予算措置になっております。

それを理由としまして、議案第7号については賛成の立場を表明して討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員の討論を終わります。

引き続き討論を続けます。

大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） 議案第7号について討論に参加いたします。

1つは、議案第4号の賛成討論で示したとおりに、今回の特例措置の実現、これは一定の軽減措置であり賛成したいと。これは、政府・与党が結果的にはやりたくなかったんですが、国民の批判によって手直しせざるを得なかったと、国民の声に押されて政府が実施したと、一部見直しということだと思えます。しかし、一定の前進であり、賛成をいたします。

次に、第2点として、私は、この間、連合長、あるいは事務局長、いわゆる緊急要望を国に要望した。このことは大変重要な行動であったと、やはり殺到する問い合わせや混乱、これを見るに見かねて、国に制度の内容の見直しを求めたものであり、一定の成果があったと、これからも成果が出てくると、このように考えております。引き続き、調整交付金の確保や、さまざまな課題に関して、国に強く要望を継続していただきたいということをお願いしたいと思います。

しかし、この程度の見直しでは全く不十分です。現在保険料の格差の拡大、年金天引きによる税負担の不公平、際限なき保険料の引き上げ、2年に一度の見直しによって保険料は大幅に負担増になるということが予測されています。引き続き、国民、県民、高齢者の怒りはさらに拡大して、矛盾が広がり、この制度の円滑な運営の名のもとに、高齢者に負担を押しつける制度推進の政府・与党、あるいは広域連合、あるいは議会は、次期総選挙、あるいは知事選挙、地方議員選挙などでこれを強力な推進を進めれば厳しい審判がくだされるのではないのでしょうか。やっぱり、きっぱり中止撤回、廃止しかない。千葉県広域連合としても、この広域連合議会としても、政府・自民・公明・与党に廃止を強く要請する必要がいよいよ高まっていると、多数の地方議会で自民党会派も廃止決議を提案、廃止に賛成しています。県広域連合も、この議会も、高齢者と県民の願いに立った議会の活性化が求められています。今日、テレビのみのもんたの朝ズバッ！で、銚子市民病院の9月閉鎖報道が長時間報道されていました。今、まさに、高齢者や弱者に痛みを押しつける政治を推進してはならない、それを防止しなければならない、このままではマスコミが千葉県の広域議会の責任を問う、そういう事態をつくり出すことになる。発言の自由の制約や民主主義の空洞化、形骸化を多数決で押し切るということは、数の横暴は……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

33番（大木傳一郎君） 必ずや住民の厳しい批判にさらされることを強く主張して、討論といたしたいと思います。

以上です。

議長（中島賢治君） 山口議員。

2番（山口 久君） 銚子の議員の山口です。

お気持ちはよくわかりますけれども、この連合の中で、拡大発言的なことはやめていただきたい。あえて銚子のことが、市長を先頭にここで言うべき問題ではないということ。何としても残すということでもやるけれども、銚子の事情にあつてそういうことになっているわけです。ただいまの大木議員の発言について、議長、銚子に関係することだけでも取り消していただきたいことを要望します。

議長（中島賢治君） ただいま山口議員のご発言につきましては、また議事録を精査いたしまして、しかるべき機関で処置させていただきたいと思います。

〔「聞こえないよ」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、釈明させてくださいよ」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員の討論を終わります。

以上で、通告による討論を終わります。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（中島賢治君） 起立全員。

よって、議案第7号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

#### 陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中島賢治君） お諮りいたします。

継続審査中でありました陳情第1号 後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情書について、この際、緊急を要する事件と認め、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） ご異議ございませんので、陳情第1号 後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。

審査の手順といたしましては、執行部より状況説明を求め、質疑、討論、採決の順に議事を進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 異議なしと認めます。

よって、審査の手順といたしましては、執行部より状況説明を求め、質疑、討論、採決の順に議事を進めます。

局長から状況説明を求めます。

局長。

事務局長（宇佐美 誠君） それでは、お手元にお配りの陳情項目における現在の状況につきましてご説明いたします。

1番の、後期高齢者医療制度の運営にあたり、国及び県は県広域連合に対してさらに財政支援を行うよう要望していただいておりますが、国に対しては、昨年9月上旬に保健事業及びシステム構築費に対して必要な財政支援、国庫負担金の速やかな交付、調整交付金の別枠交付などにつきまして、千葉県、東京都、埼玉、神奈川の1都3県で共同して緊急要望を行ったところでございます。また、本年6月3日にも、同都県で共同いたしまして、調整交付金の別枠交付、国庫負担金等の速やかな交付、保健事業への財政支援の継続などの緊急要望を行ったところでございます。県に対しても、昨年9月中旬及び本年8月1日に、保健事業への財政支援を要望したところでございます。

2ページをご覧ください。

陳情項目2、被保険者に制度の内容を十分知らせよう市町村に働きかけてくださいについて、現在の状況をご説明します。

後期高齢者医療制度の運営に当たっては、制度の仕組みをはじめ、保険料の納付方法など、被保険者の方々に直接関連する事項について十分に理解をしていただくことが重要であると認識しております。このため、広域連合において、パンフレット及び広報紙「千葉広域連合だより」の配布や、ホームページ等による広報を実施しているほか、市町村においても、積極的に制度の周知に努めていただいております。

さらに、6月12日の政府・与党決定において、国、県、広域連合、市町村を通じて、一層の広報活動を行うとされたことから、広域連合と市町村が緊密に連携いたしまして、これまで以上に積極的かつ丁寧な広報相談活動を実施することとしております。

3ページをご覧ください。

陳情項目3、市町村の国保運営協議会に相当する諮問機関を設置し、広く被保険者の意見が反映できる仕組みをつくってくださいについて、現在の状況をご説明します。

後期高齢者医療制度においては、国民健康保険のような運営協議会は設置義務はございませんが、制度の運営に当たっては、被保険者や県民の意見、または関係団体のご意

見を伺うことは非常に重要であると認識を持っております。このため、昨年7月に、被保険者代表や学識経験者などで組織する県後期高齢者医療懇談会を設置し、平成19年度に3回、平成20年度に1回開催したところでございます。

陳情項目4、「資格証明書」を発行しないでくださいについて、現状をご説明します。

高齢者医療確保法第54条等に基づき、被保険者が保険料を滞納した場合は、災害等の特別の事情がある場合を除き、滞納発生後1年を経過した場合は資格証明書を交付することになっております。また、本年6月の政府・与党決定において、資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用するという考え方が示されておるところでございます。

4ページをご覧ください。

陳情項目5、生活保護基準を基に実効ある保険料の減免制度を独自につくってくださうについて、ご説明いたします。

保険料減免については、高齢者医療確保法第111条の規定に基づき、広域連合におきまして、災害による財産の著しい損害、世帯主の死亡または重大な傷害による収入の著しい減少などの場合に減免できる旨を規定しておるところでございます。また、6月12日の政府・与党決定を受けまして、所得の低い方へのさらなる負担軽減を図るための8割5歩までの軽減の拡大、さらに、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方を対象に、所得割を一律50%の軽減することなどの低所得者に対する追加軽減策を本議会議決後で実施する予定になっておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（中島賢治君） これより質疑に入ります。

ご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員。

なお、大木議員に申し上げます。議事進行がお二人ほどかかっておりますので、発言には十分ご注意の上、ご発言をください。

33番（大木傳一郎君） じゃいいです。

議長（中島賢治君） よろしいですか。

33番（大木傳一郎君） （うなづく）

議長（中島賢治君） ご質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員。

46番（萩原弘幸君） 46番、萩原でございます。

それでは、陳情第1号について、採択すべき立場から討論を行います。

今回、陳情されている5つの項目についてでありますけれども、1つは国・県への財政支援についてしていただきたいと、こういう確か要望であろうかと思えます。制度の施行が、後期高齢者医療制度、この4月から始まったわけですけれども、その制度の施行前と施行後におけるいわば老人医療費に占める国庫負担の割合、これ私調べてきました。これは大まかな数字でありますけれども、平成19年度の国庫負担割合、老人医療費に占める国庫負担割合ですけれども37.3%ですね。しかしながら制度が始まった4月以降については35.4%、実に1.9%が国庫負担が削減をされておることから、当然、やはり高齢者医療については国が責任を負うと、こういう立場からの財政支援をさらに求めていくと、当然のことではないかと思えます。

それから、2点目の被保険者に制度の内容を十分知らせよう市町村に働きかけてくださいと、こういう陳情趣旨であると思うんですけれども、今日の臨時会でも、様々な角度から議論になっておりますように、保険料負担をなぜ75歳で線引きしたのか、あるいはまた、保険料を老後の、いわばセーフネットとも言われるべき年金から天引きするのか、さらに、受けられる医療は老人医療保健制度とどう変わるのか、この辺について、まさしくいわば被保険者の方への周知徹底がなされていないと。そのために、先ほどからありましたように、広域連合に対するいわば相談とか苦情とかが来ているということが明らかでございます。いずれにしましても、私、町議会の中でも、町長に、この制度が施行されて、町長としてどういう認識に立つのかという点も承りました。その中では、さすがの町長でも、施行がされて2カ月、これでこれだけの不満や苦情が来ている。まさしく異常な事態だという答弁をされました。この異常事態を私はやっぱり是正する、直していく、これが本来の政治の役割であると思うんですね。

で、申し上げたように、周知徹底ということはどういうことかということと言いますと、やはり被保険者に十分な理解と納得があって、初めて周知徹底であると思うんです。

確かに、その方法、手段としては、広報、あるいはさまざまな、これも1つの手段かとも思うんですけども、いずれこの制度を理解していただくということが周知徹底であるわけですから、それを市町村に願います。当然のことじゃないですか。

それから、3点目ですね、国保運営協議会に相当する諮問機関、これを……これは当然、こういう状況下であるわけですから、先ほど来もお話ししたように、専門的な方々を含めた機関を設置して、そういう意見を広域行政にどんどん反映していただいて、そして、是正すべき、あるいは改善すべきところは直していく。当然のことです。

そして、4点目の資格証明書でありますけれども、これはもう言うまでもなく、老人保健制度のもとでは、いわば資格証明書の発行ということは、どこの条文を見てもないわけです。それを、先ほど来お話しありましたように、悪質なものについてはこうなんだと、しかしながらよく考えてみると、いわば、この75歳以上の方々というのは、大半が公的年金の受給者、それがどんどん今年金が増減というか削られて、明日はどうやって生活していこうかと、こういう方々なんです。で、老人保健制度というのは、その辺を踏まえて資格証明書の発行をしないということになったわけですから、これはもう当然、まして、今、政府は、呼び方が悪いということで長寿という言葉置きかえたんですね。長寿ということはどういうことかと、長く生きてもらってありがとうございます。いわばそういうお祝いする言葉から出ているわけです。そういう人たちに、あくまでも1年滞納をしたから正規の保険証を取り上げますよ、これはまさしく政治のやるべき姿ではありません。

次に、生活保護基準をもとに、実効ある保険料の減額制度を独自につくってください、ということでもあります。

一般的には、不測の災害とか、そういう事態について、ありますけれども、ここにも述べられてというか、ありますように、生活保護との、その基準とも比較して、いわば減免制度、これをつくるべきである。既に国保の条例の中では、市町村によっては、さまざまその市町村なりに1つの条例化して扱っているところもあります。いずれ、申し上げたように、国民皆保険、これを形骸化してはならないわけですから、ぜひ、今回のこの陳情第1号については、その趣旨にのっとってあるいわば陳情であるわけですから、私は、ぜひとも広域議会の名において採択をすべきことを主張し、討論とさせていただきます。

以上です。

議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員の討論を終わります。

討論を続けます。

横山博美議員。

19番（横山博美君） 私は、陳情第1号に反対の立場で討論を行います。

先ほど事務局から状況説明がありましたように、陳情項目1については、厚生労働省に対する財政支援の要請については、昨年に続き本年6月に1都3県広域連合が共同しまして緊急要望を行っております。また、千葉県に対しましても、昨年9月及び本年8月に、保健事業への財政支援の要望を行っております。

次に、陳情項目2については、後期高齢者医療制度の円滑な運営に当たっては、被保険者への方々の制度の周知が特に重要であるとの認識に立ち、構成市町村と連携して、広域連合だよりの配布や市町村広報紙への掲載、出前講座の実施及び被保険者へのダイレクトメールへの送付等を実施しております。

次に、陳情項目3につきましては、長寿・医療制度においては、法定の運営協議会の設置は義務づけられておりませんが、制度運営に当たり、昨年7月、千葉県後期高齢者医療懇談会を設置をし、被保険者を初め関係諸団体のご意見を伺う場を設けております。

次に、陳情項目4につきましては、高齢者医療確保法第54条に基づき運用すべきであり、単純に発行しないということは、法の趣旨に反するものと考えます。なお、運用に当たっては、本年6月の政府・与党決定におきまして、資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用するという考え方が示されており、当広域連合においても、この指針に沿って運用をすると伺っております。

次に、陳情項目5については、保険料を減免については、高齢者医療確保法第111条の規定に基づき、広域連合長名において規定されております。

以上のとおり、既に対応がとられているもの及び法律等で別途定めがあるものであり、陳情第1号については反対するものであります。同僚議員のご賛同のほどをよろしくお願いを申し上げます。

議長（中島賢治君） 横山博美議員の討論を終わります。

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員。

33番（大木傳一郎君） 陳情第1号の社保協から提出された陳情について、賛成の討論を行います。

私は、匝瑳の市議会から選考されてここに来ているわけですが、匝瑳の議会では、後期高齢者医療制度の中止撤回を求める決議を全会一致で決議をし、その立場で、この陳情はしごく当然のことだという立場から何点か理由を付して賛成の討論をいたします。

1つは、今日の議論の中でも、まだまだ、今回の見直しだけでは済まない、さまざまな問題が浮上してきました。この現状をこのままでいいとはだれも思っていないと思うんです。思っている人は先ほど発言した方には、これに反対すればそういうふうに県民から思われてしまうと、こういうふうに思うんです。やっぱり矛盾は、問題は、相当渦巻いて山積しているわけです。さらなる改善、改革がこの制度の根本にあるわけですから、引き続きこの連合議会としても、この陳情を採択し、その線に沿って、制度の改善を一致団結して今やっていく必要があるというふうに思います。

先ほどの反対討論の中は、大体執行部の先ほどの説明のそのとおりの発言だったんですが、これは執行部がこうやったという、こういう状況だという報告です。我々は議会人なんです。議会は議会の独自の意思決定をするのが、執行部の言うがままの説明ではないんですよ。議会は議会としての独自の権限、別個の権限を持っているわけですから、独自の判断でこういう住民の願いをそのまま率直に受け入れると、それを採択するということが、我々議会人の、広域議会の責務であります。もしこれを否決したならば、この広域議会というのは、この5項目でしたか、これに対して反対だということになる。これからは、こういう行動は広域議会ではやらないと、これは今でも国民の6割から7割がこの制度に対する怒りを大きく怒りを高めているときに、千葉県の広域議会が、これを採択するということになればどういうことになるかと、まずマスコミが目撃します。今日もある新聞社が取材に来ています。この広域議会に対する、今までこの制度に対する批判が渦巻いていましたけれども、今度この議会に対する批判が、注目が拡大されます。そのくらいの責任を持って、これは判断をしなければならない。この議会に対する批判と注目が注がれていいのでしょうか。やはり、県民の願い、この医療制度をよりよくしてほしいという、決して廃止を求めているという、そういう陳情ではないんです。極めて穏やかな、ささやかな願いでしょう。それさえも否決するということになったら、大変な私は禍根を残すと、まさに陳情権、請願権というのは、命をかけて、戦前の方々が勝ち取ったものでしょう。それを一度は継続審議にし、今回も全協で議題

にならず、ようやく今日やっぱり県民からの願いだから、議長の努力もあったんでしょ  
うけれども、一応審査しよう、一歩前進したわけで、一歩前進したけれども、表決に  
付したらそれを否決するという事になったら、内容的に言っても、理不尽な決定にな  
ってしまうのではないのでしょうか。

私は、今日、この1項目から5項目に関して、こういう理由で採択すべきだとい  
うことを言うつもりでしたけれども、もうそのことは言う必要はないと思うんです。問題は、  
やっぱりこの議会としての良識を發揮できるかどうかという、今、瀬戸際にあるとい  
うことです。党派を越えて、先ほども言いましたけれども、自民党の市会議員が廃止の提  
案をする時代なんですよ、今。今、党派で、ここで論ずることはない。やはり、この陳  
情のこの内容で意思を明らかにすると、このことが必要ではないのでしょうか。

今日は傍聴者の皆さんも本当に心配して傍聴に来ていますよ。こういう切たる願いを  
踏みにじるという行為は、この千葉県広域連合の議会としては絶対にやってはならない  
ということを主張して討論といたしたいと思います。どうか良識ある今日参加の皆さん  
の、この陳情に対する表決でぜひ賛成の意思を表明されることを心から、本当に心から  
お願いして討論を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員の討論を終わります。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中島賢治君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、陳情第1号 後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情書を採決いたしま  
す。

お諮りいたします。

陳情第1号 後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情書を採択することに賛成の議  
員の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（中島賢治君） 起立少数。

よって、この際、陳情第1号 後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情書は不採  
択となりました。

### 閉会の宣告

議長（中島賢治君） 以上をもちまして、平成20年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 5時55分

議 長 中 島 賢 治

副 議 長 小 川 勇

署 名 議 員 金 澤 幸 正

署 名 議 員 臼 井 尚 夫



## 議案等議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第 1号	千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	平成20年8月8日	原案可決
議案第 2号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	平成20年8月8日	原案可決
議案第 3号	専決処分の承認を求めることについて (千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について)	平成20年8月8日	原案可決
議案第 4号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成20年8月8日	原案可決
議案第 5号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	平成20年8月8日	原案可決
議案第 6号	平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	平成20年8月8日	原案可決
議案第 7号	平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)	平成20年8月8日	原案可決
陳情第 1号	後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情書	平成20年8月8日	不採択



